



東久留米市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
東久留米市

は じ め に



平成27年4月より、本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に先立ち、このたび、平成31年度までの5年間を計画期間とした「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、「子ども・子育て支援法」の理念を踏まえながら、幼児期の教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業について、保護者のニーズに基づく量的見込みと、これに対応する提供体制の確保内容を数値目標として記載するなど、大変、積極的な計画となっています。

今後は、本計画に基づき、東久留米市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、市民のニーズに合った提供体制の確保を推進してまいります。

私は常々、地域社会において、安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと成長することができる環境づくりは大切であると考えております。また、子ども・子育て支援法の基本理念の一つにもあるように、保育所の待機児童解消や地域の子育て支援への様々な課題を改善し、目指すべき環境を実現するには、行政関係者のみならず、家庭や地域のコミュニティ、市民、事業者の方々との連携・協働が重要となります。社会全体で子育てを支援し、本市が「夢と希望の持てる元気なまち」へ向けて歩みを進めるためにも、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました東久留米市子ども・子育て会議の委員の方々をはじめ、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」「本計画（素案）のパブリックコメント」など、様々な場面でご意見をお寄せいただきました、市民、関係者の皆さまに心より御礼申し上げます。

平成27年3月

東久留米市長

並木克巳

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 子ども・子育て支援新制度の概要	5
5 計画の策定方法	10

第2章 子ども・子育て支援等の現状

1 東久留米市の人口と出生の現状	12
2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状	14
3 ニーズ調査の結果	15

第3章 基本事項

1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	24
2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	24
3 幼児期の教育・保育	27
4 子ども・子育て支援事業に関する事項	31
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	42

第4章 その他の事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	43
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携	44
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	48

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	50
2 進捗状況の管理	50

資料編

1 用語解説	52
2 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）平成25年度進捗状況	53
3 計画策定までの経過	86
4 東久留米市子ども・子育て会議条例	89
5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿	91

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

（１）子ども・子育てをめぐる動きについて

我が国の平成24年の出生数は103万7,231人となり、前年より1万3,575人減少しました。また、合計特殊出生率^{※1}は1.41となり、微増傾向にはあるものの、なお低い水準となっています。平成24年度の推計によれば、日本の人口水準を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準^{※2}）は2.07とされており、今後も低い水準が続く場合、将来の日本の人口が減少することにつながります。

また、社会全体の潮流として、核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、子育てに対する価値観の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、相談相手に恵まれず、子育てに不安を抱く保護者も多いと考えられます。

こうした状況を反映して、特に都市部において保育需要に対応するため、保育所等の定員の拡大を図っているものの、供給が追いつかず、いわゆる「待機児童」の増加が課題となるとともに、子育て支援に対する市民からのさまざまな要望が寄せられています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境から、子どもが安心できる環境で育まれ成長し、また、保護者が子どもと向き合い喜びとともに子育てができるように、行政や地域社会など、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援していくことが求められています。

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に、その年齢別出生率で出産するとしたときの子どもの数に相当する。

※2 人口置換水準：人口が将来にわたって増加も減少もせず、均衡した状態となる出生水準。

（２）国の動向

国では、子育て支援のための基本的方向と施策を盛り込んだ「エンゼルプラン（今後の子育てのための施策の基本的方向について）」の公表以来、子育て支援に取り組んできました。また、「新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について）」では、保育関係に加えて雇用、母子保健、相談、教育等の事業も盛り込まれた総合的な実施計画となりました。

平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化対策基本法」が相次いで制定され、この中では、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する施策を進めていくこととして、地方公共団体と事業主が、次世代育成支援の取り組みを促進するために行動計画を策定し、実施していくこととしました。

（３）東久留米市の次世代育成支援

本市においても、平成 17 年 3 月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(前期)【平成 17 年度から平成 21 年度】」を、平成 22 年 3 月には「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)【平成 22 年度から平成 26 年度】」を策定して、子育て支援に取り組んできました。

この計画では、『子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ』を目指して～光り輝く子どもの成長、喜びあふれる子育てのために、地域全体で支える仕組みづくりの実現を～」を基本理念として、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政等が連携し社会全体の連帯で作り上げていくことを目標にしました。

《参考》

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の基本目標

1. 地域における子育ての支援
2. 親と子の健康の確保及び増進
3. 子どもの成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 仕事と生活の調和の促進
6. 子どもたちの安全の確保
7. 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進



東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）では、上記の基本目標から主要課題を整理し、102 にわたる施策・事業について、それぞれ目標や方向性を設定しました。

計画期間中においては、各事業の進捗状況を把握するとともに、目標達成状況などを踏まえ、事業を計画的に実施することで子育て支援を推進しています。

また、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が平成 37 年 3 月末まで 10 年間延伸され、従業員の子育てを支援する事業主への認定制度の充実や市

町村次世代育成支援行動計画の策定の任意化などの改正事項が盛り込まれました。このような中、平成26年度の期中ではありますが、東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況、目標達成度を確認し、全体を通して概ね計画に即して適正に事業実施されていると評価しました。

今後は、次世代育成支援対策の中核であった保育サービスや子育て支援事業の推進について、次世代法が果たしてきた役割・機能は子ども・子育て支援事業計画をはじめとした、子ども・子育て支援法に引き継がれていきます。また、その他の事業についても、各所管課において、各種法令や計画等に基づき、検討・実施していきます。

（４）計画策定の趣旨

これらの社会情勢を背景に、平成24年8月、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つと認識し、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」※用語解説が制定されました。

【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法の基本理念のもと、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくため策定するものです。

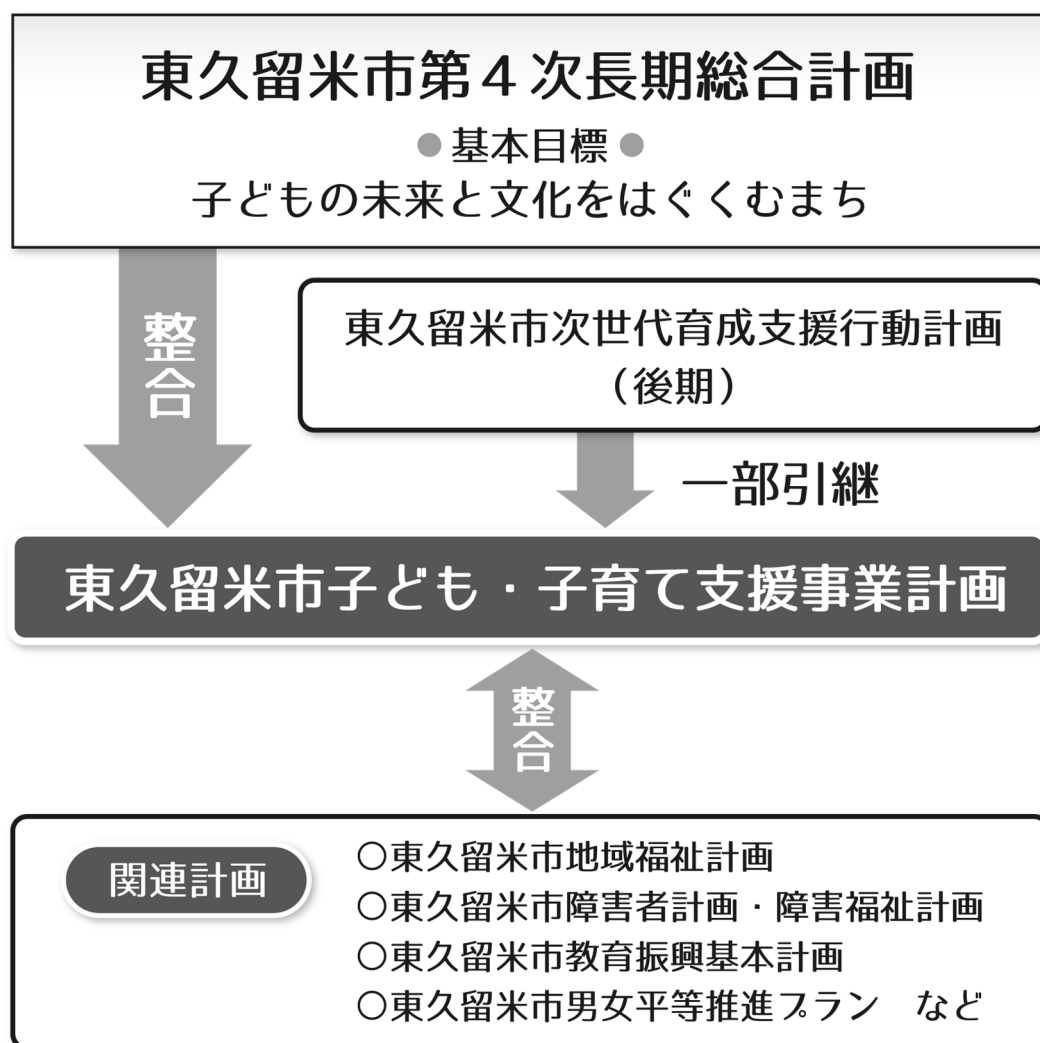
2 計画の位置づけ

(1) 基本的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画^{※用語解説}として、策定するものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「第4期東久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「東久留米市教育振興基本計画」、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。



3 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの5年間を計画期間とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
東久留米市 次世代育成支援行動計画（後期）					東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

4 子ども・子育て支援新制度の概要

（1）子ども・子育て支援法に基づく給付と事業

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は大きく「子どものための幼児期の教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子どものための幼児期の教育・保育給付

施設型給付

○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園

地域型保育給付

○家庭的保育 ○小規模保育
○事業所内保育 ○居宅訪問型保育

児童手当

② 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会
その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業



（２）子どものための幼児期の教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園（新制度へ移行しない幼稚園を除く）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、幼児期の教育・保育給付の対象となります。

【特定教育・保育施設】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型などの種類があります）

※幼稚園は新制度に移行し施設型給付を受ける幼稚園（特定教育施設）と、移行せずに従来通り運営を行う幼稚園があります。いずれも教育内容に変更はありません。

【特定地域型保育】

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員1～5人）を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社など事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別なケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を行う

（3）地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で次の13種類の事業が定められています。

【地域子ども・子育て支援事業】

（1）利用者支援に関する事業
子ども及び保護者のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業
（2）時間外保育事業（延長保育事業）
保育所や地域型保育で通常の利用日・利用時間帯以外において、保育の利用を確保する事業
（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）
保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることができるようにする事業
（4）乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う事業
（5）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭

に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(6) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する事業

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースにおいて、保育及び看護ケアを実施する事業

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）と、子育ての手助けをしてほしい方（ファミリー会員）が会員となって、地域で助け合う組織を推進する事業

(9) 一時預かり事業

急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所などで子どもを預かる事業

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、健康診査を実施する事業

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設などの利用に必要な実費徴収費用について、利用世帯の所得状況などを勘案して、その全部又は一部を助成する事業

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

（４）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間※ ¹ 認定)	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)	(一時預かりを利用することも出来ます)	○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。



5 計画の策定方法

（１）基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日号外内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）を参酌し、策定しました。

（２）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

委員の構成は、

- （１）市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する
児童の保護者
- （２）市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者
- （３）学識経験者
- （４）子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- （５）公募による市民

となっています。

なお会議は公開で行われ、審議内容は市のホームページで公開されています。

（３）ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

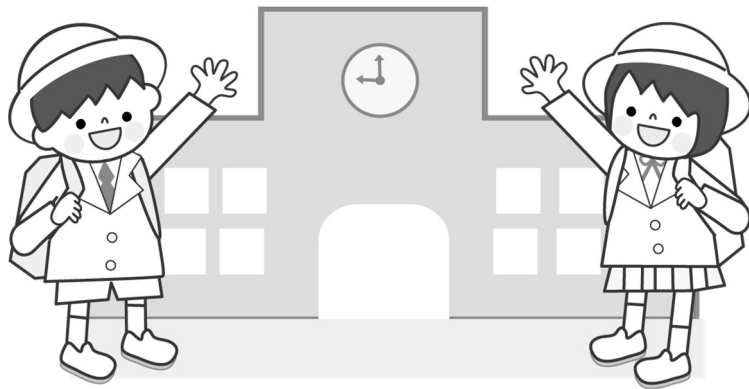
① 就学前児童調査

対象	市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,000 人 (平成25年9月時点における 5,537 人から無作為抽出)
方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成25年10月18日から11月5日まで
有効回収率	44.8%

② 就学児童調査

対象	市立小学校2年生の子どもを持つ保護者 848 人(悉皆)
方法	学校配布・学校回収によるアンケート調査
調査期間	平成25年10月18日から10月29日まで
有効回収率	77.2%

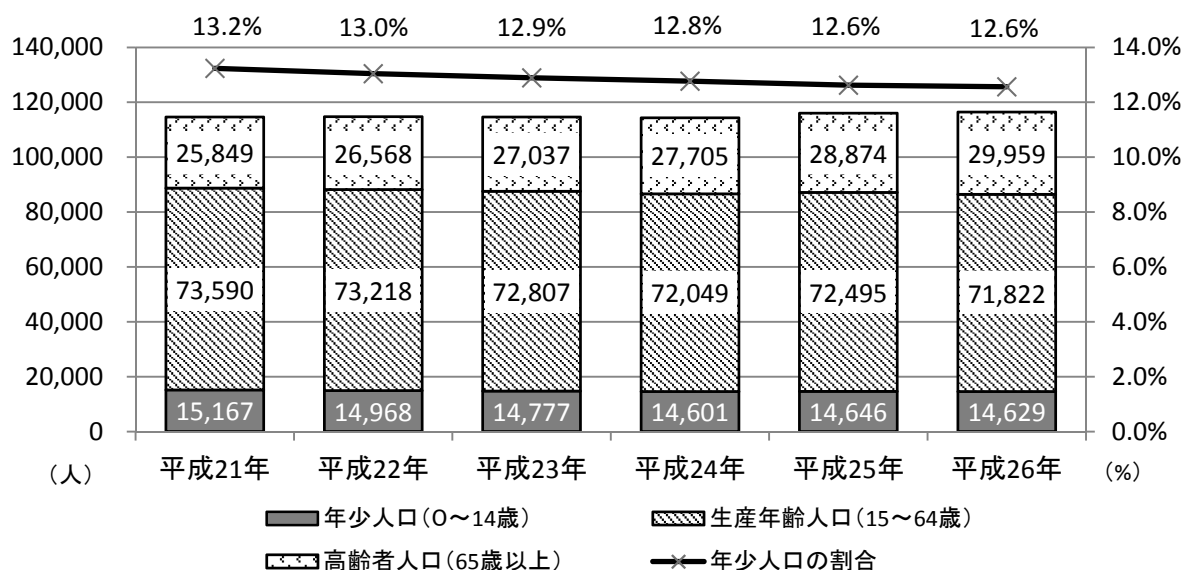
これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。



第2章 子ども・子育て支援等の現状

1 東久留米市の人口と出生の現状

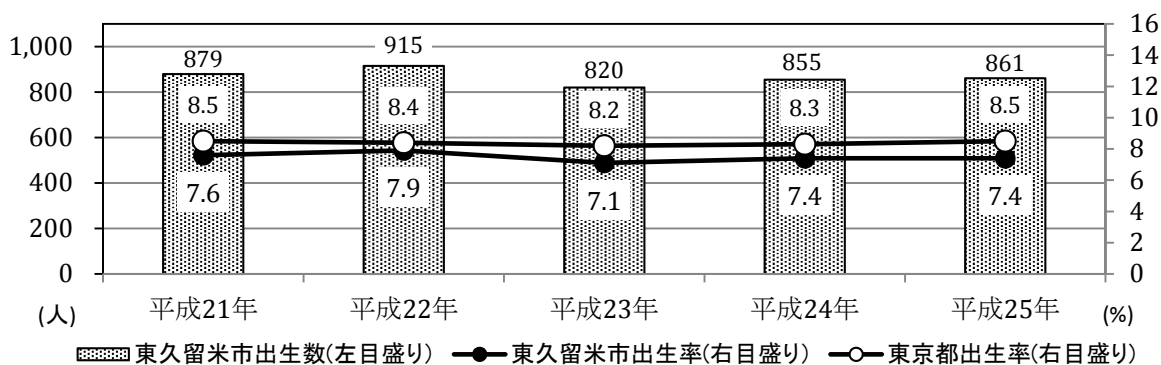
(1) 東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



【参考】住民基本台帳 各年4月1日（平成25年以降は外国人住民を含む）

市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は増加しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

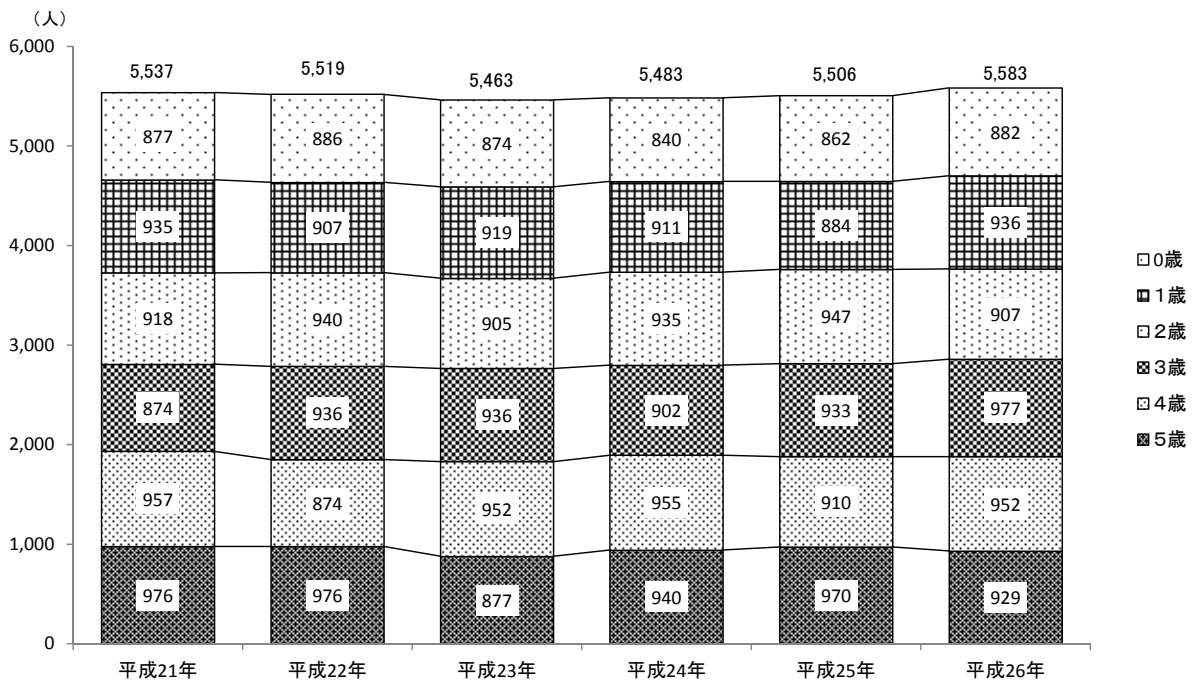
(2) 東久留米市の出生数と出生率



【参考】東京都 人口動態統計

出生数は、年により若干の変動がありますが、平成23年以降は800人台で推移しています。人口1,000人あたりの出生率は、東京都の平均値を下回っています。

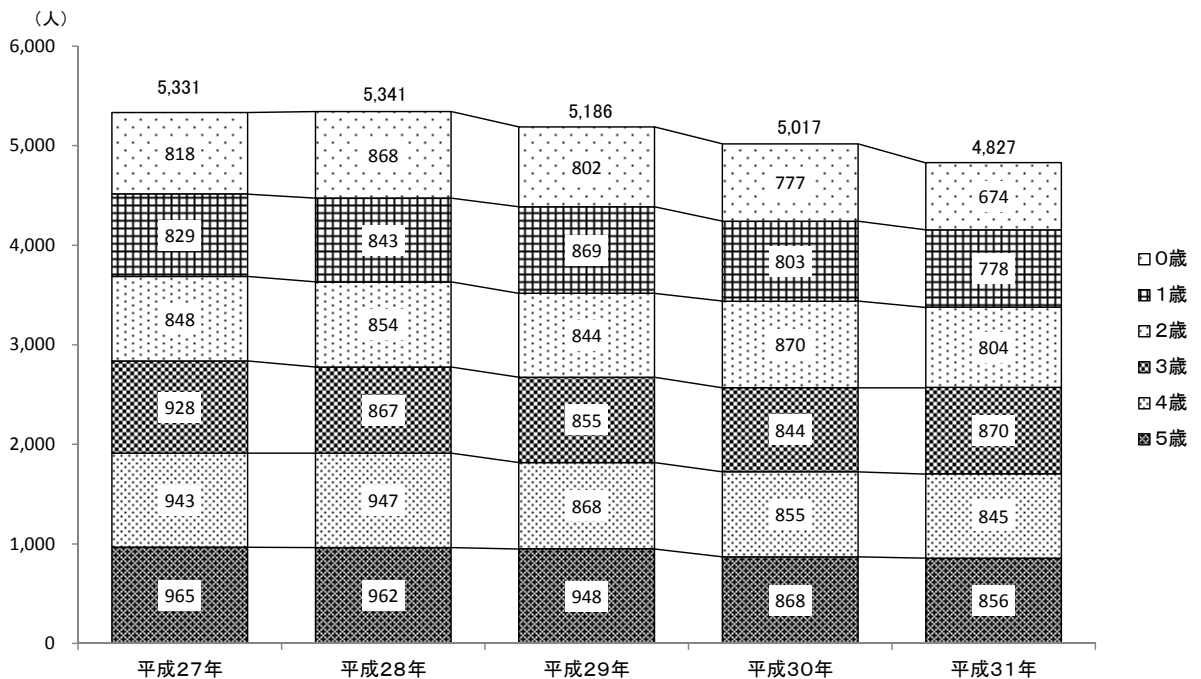
（３）東久留米市の就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳 各年4月1日（平成25年以降は外国人住民を含む）

就学前児童の人口は、概ね5,500人程度で推移しています。

（４）東久留米市の就学前人口の今後の推計



【参考】量の見込み算出時の推計

就学前人口は、減少していくことが推計されます。

2

市内の幼児期の教育・保育施設の現状

(1) 認可保育所^{※1}の施設数・定員・入所児童数

※1 認定こども園の保育所部分含む

年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公 立	施設数	10	11	10	10	10
	定員（人）	984	1,004	1,004	1,014	1,011
	入所児童数（人）	982	1,012	1,028	1,013	1,015
私 立	施設数	5	5	6	7	7
	定員（人）	506	500	554	671	671
	入所児童数（人）	528	529	592	666	696
合 計	施設数	15	16	16	17	17
	定員（人）	1,490	1,504	1,558	1,685	1,682
	入所児童数（人）	1,510	1,541	1,620	1,679	1,711

※各年4月1日現在

(2) 認証保育所の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	2	3	3	3	3
定員（人）	47	48	70	70	70
入所児童数（人）	40	32	51	49	56

※各年4月1日現在

(3) 家庭的保育事業（家庭福祉員）の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6	7	7	6	8
定員（人）	26	31	32	28	38
入所児童数（人）	24	25	28	23	29

※各年4月1日現在

(4) 幼稚園^{※2}の施設数・認可定員・実園児数

※2 認定こども園の幼稚園部分含む

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	8	8	8	8	8
認可定員（人）	2,155	2,155	2,155	2,225	2,295
実園児数（人）	1,590	1,534	1,524	1,585	1,671

※各年5月1日現在

3

ニーズ調査の結果

本計画の策定にあたり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

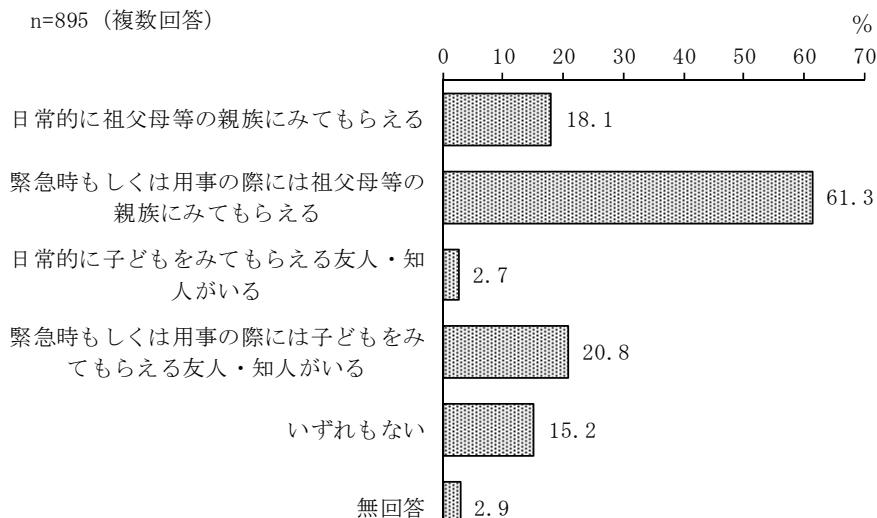
調査結果（グラフ）の見方

- ◎集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100％にならないことがあります。
- ◎回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100％を超えます。
- ◎表中、図中に「－」と表示してあるのは、回答者がいなかった場合です。
- ◎調査票の選択肢の文章は、要約して短く表現している場合があります。

(1) 子どもを見てもらえる親族・知人の有無

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

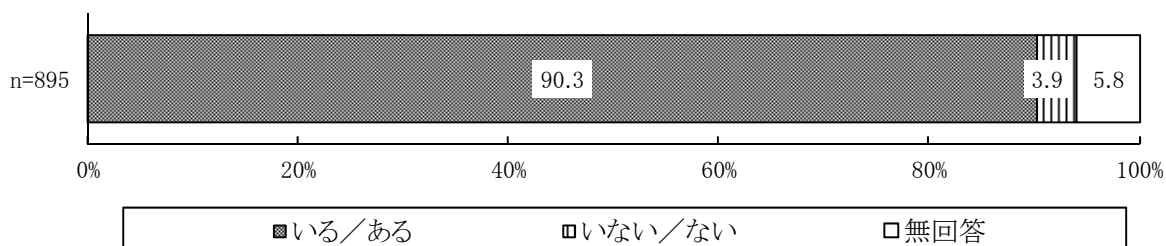
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、61.3%となっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が20.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が18.1%、「いずれもない」が15.2%と続いています。



(2) 気軽に相談できる人や場所

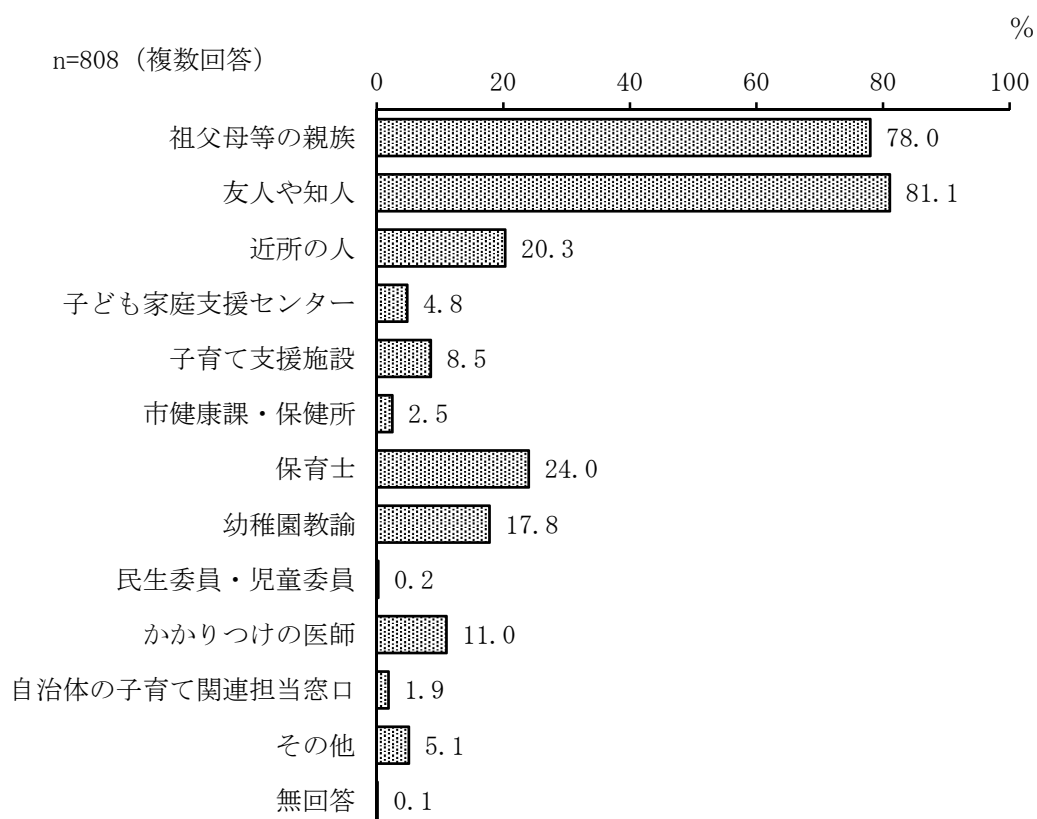
問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」が90.3%、「いない／ない」が3.9%となっています。



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

「友人や知人」が最も多く、81.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「保育士」が24.0%、「近所の人」が20.3%、「幼稚園教諭」が17.8%と続いています。

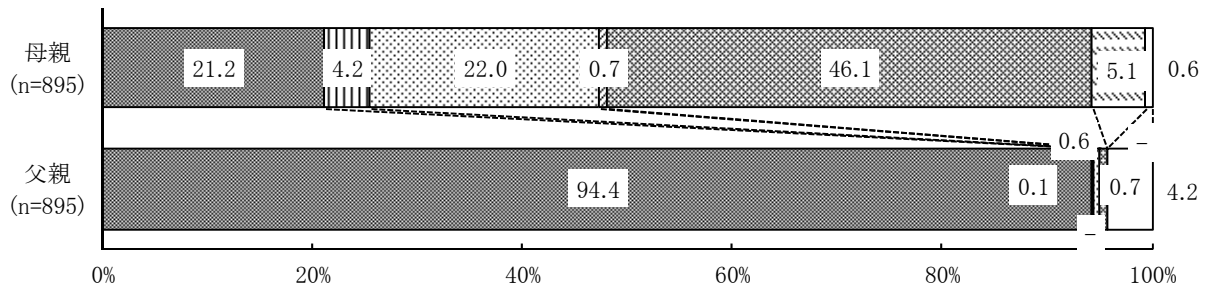


(3) 保護者の就労状況

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）はどのようなものですか。

母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、46.1%となっています。次いで「パート・アルバイト等で就労している」が22.0%、「フルタイムで就労している」が21.2%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、94.4%となっています。



- フルタイム(就労している)
- ▣ フルタイム(産休・育休・介護休業中)
- パート・アルバイト等(就労している)
- ▣ パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中)
- 現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

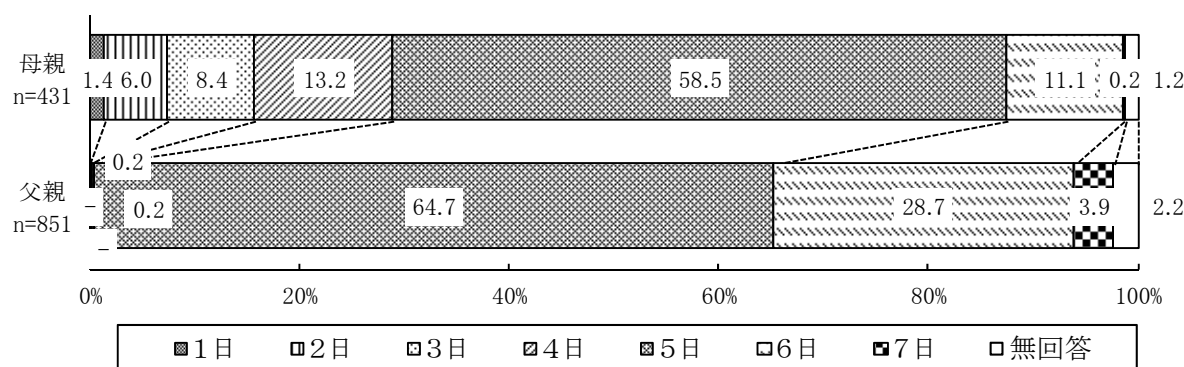


問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【1 週当たりの就労日数】

母親では「5日」が最も多く、58.5%となっています。次いで「4日」が13.2%、「6日」が11.1%と続いています。

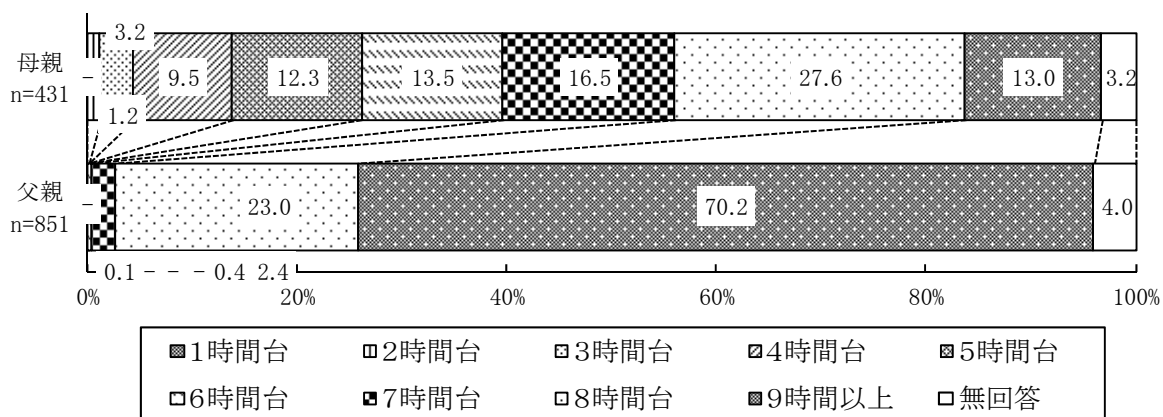
父親では「5日」が最も多く、64.7%となっています。次いで「6日」が28.7%と続いています。



【1日当たりの就労時間】

母親では「8時間台」が最も多く、27.6%となっています。次いで「7時間台」が16.5%、「6時間台」が13.5%、「9時間以上」が13.0%、「5時間台」が12.3%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、70.2%となっています。次いで「8時間台」が23.0%と続いています。

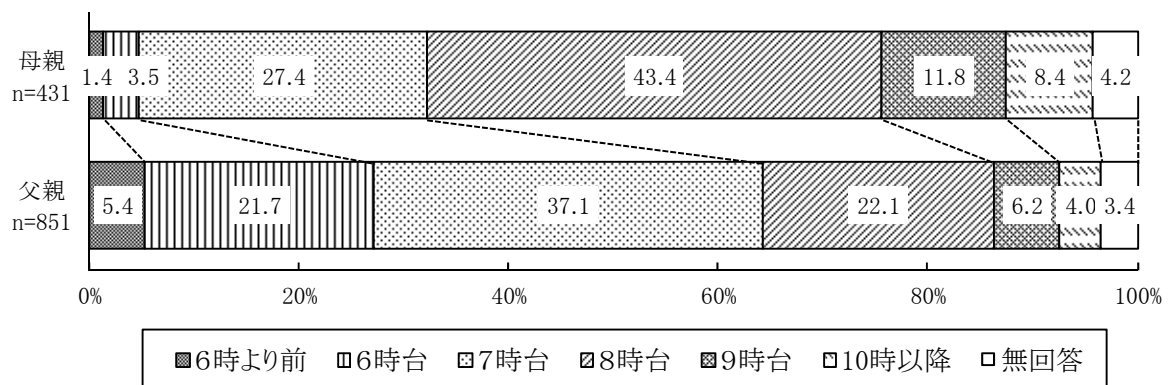


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【家を出る時間】

母親では「8時台」が最も多く、43.4%となっています。次いで「7時台」が27.4%、「9時台」が11.8%と続いています。

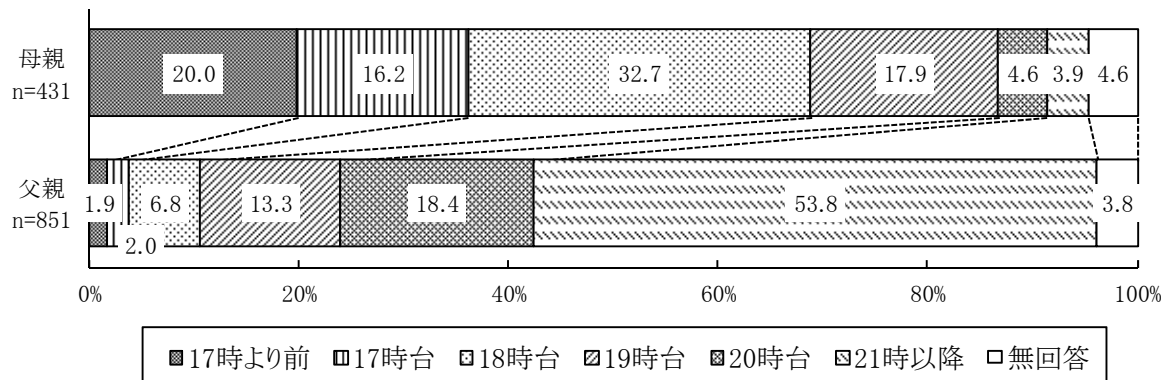
父親では「7時台」が最も多く、37.1%となっています。次いで「8時台」が22.1%、「6時台」が21.7%と続いています。



【帰宅時間】

母親では「18時台」が最も多く、32.7%となっています。次いで「17時より前」が20.0%、「19時台」が17.9%、「17時台」が16.2%と続いています。

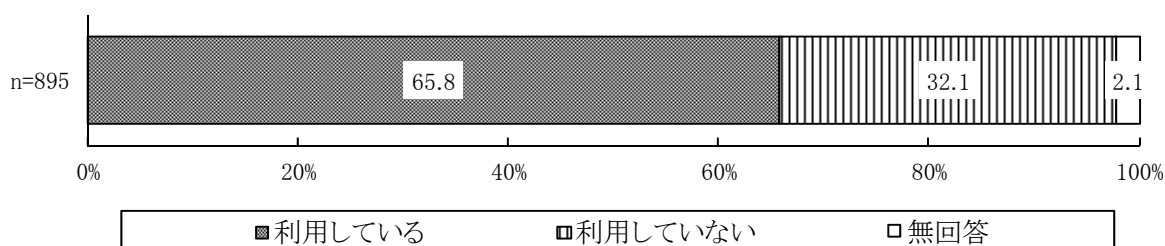
父親では「21時以降」が最も多く、53.8%となっています。次いで「20時台」が18.4%、「19時台」が13.3%と続いています。



（４）平日の定期的な幼児期の教育・保育事業の利用状況

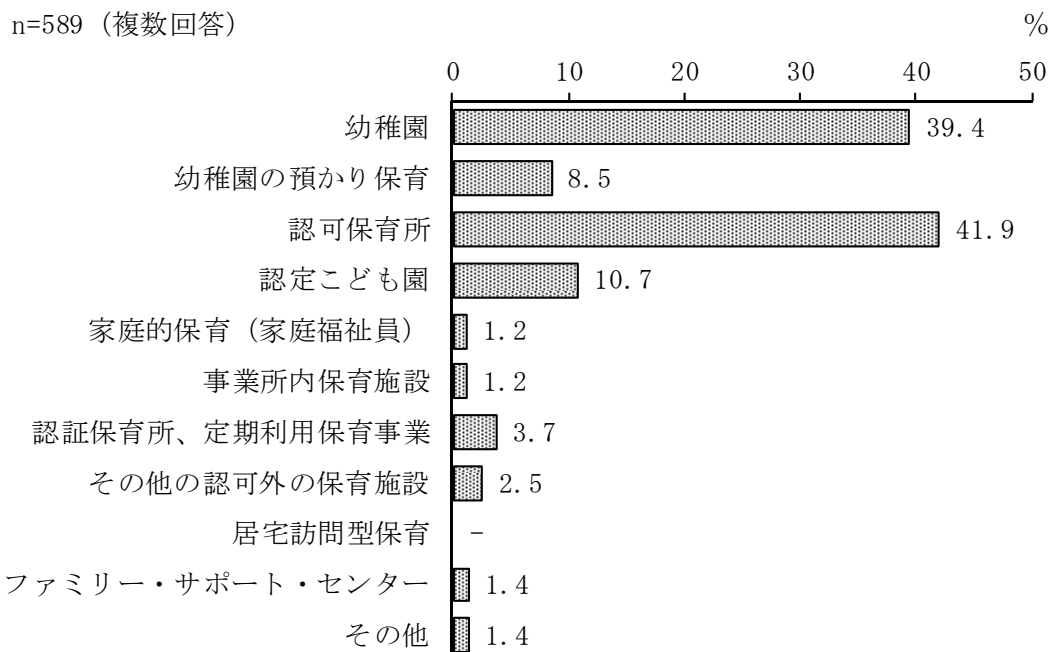
問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

「利用している」が65.8%、「利用していない」が32.1%となっています。



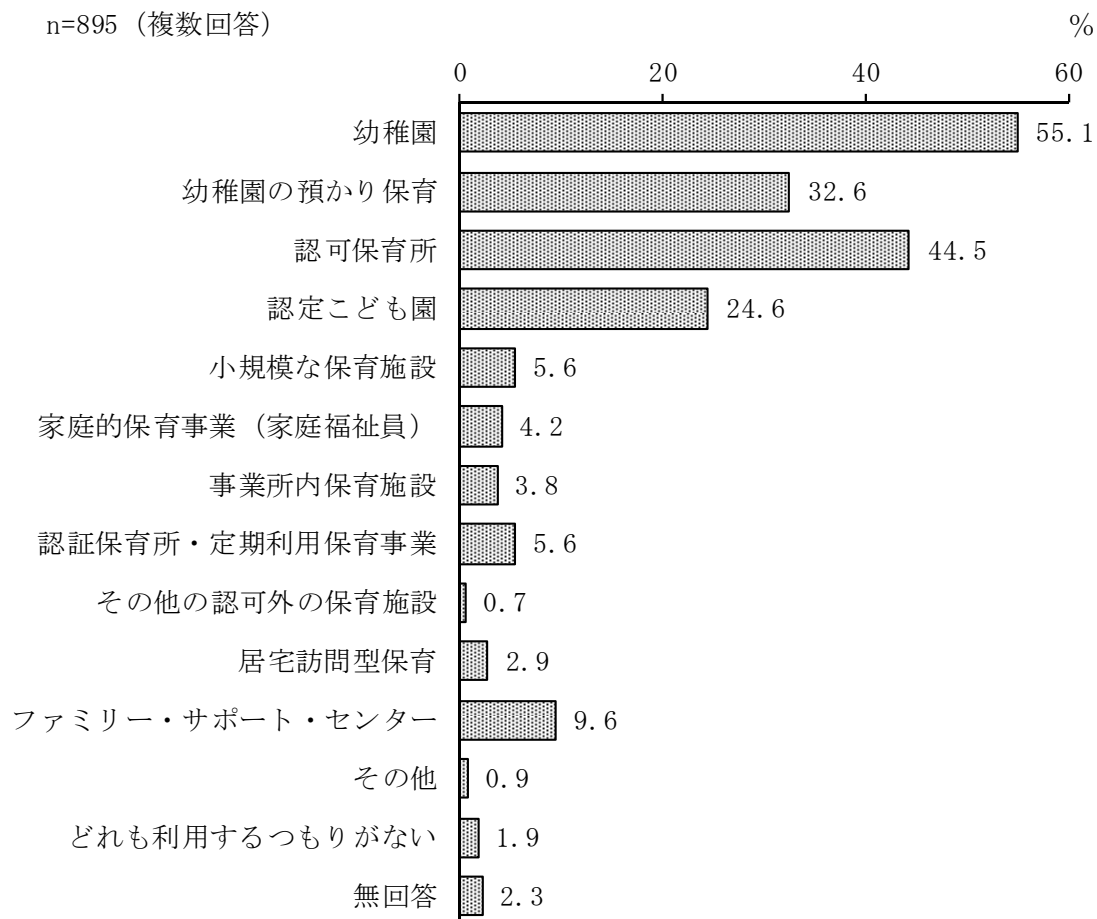
問 お子さんは、平日（月～金）、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、41.9%となっています。次いで「幼稚園」が39.4%、「認定こども園」が10.7%、「幼稚園の預かり保育」が8.5%と続いています。



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日（月～金）の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

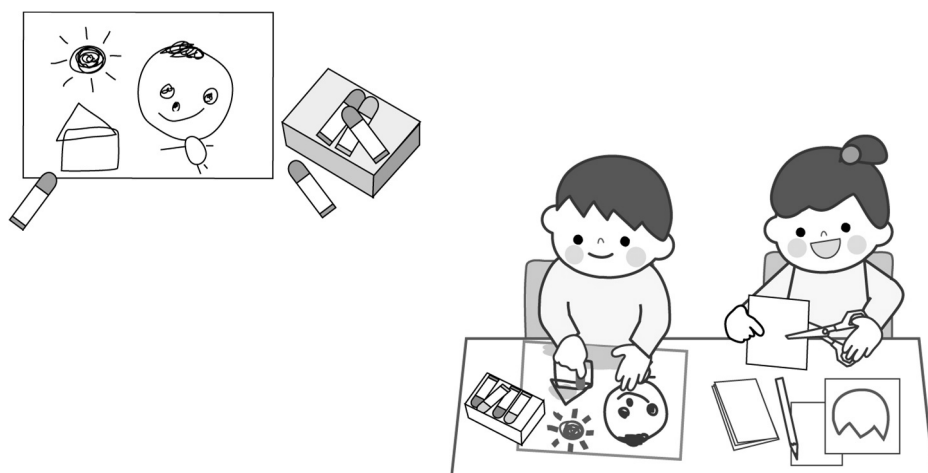
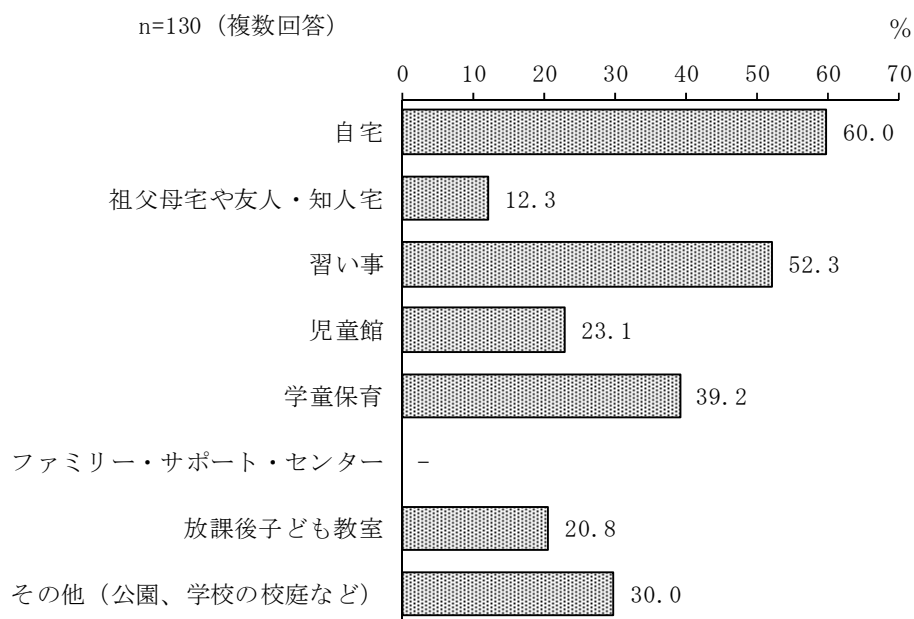
「幼稚園」が最も多く、55.1%となっています。次いで「認可保育所」が44.5%、「幼稚園の預かり保育」が32.6%、「認定こども園」が24.6%と続いています。



（５）小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

問 小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

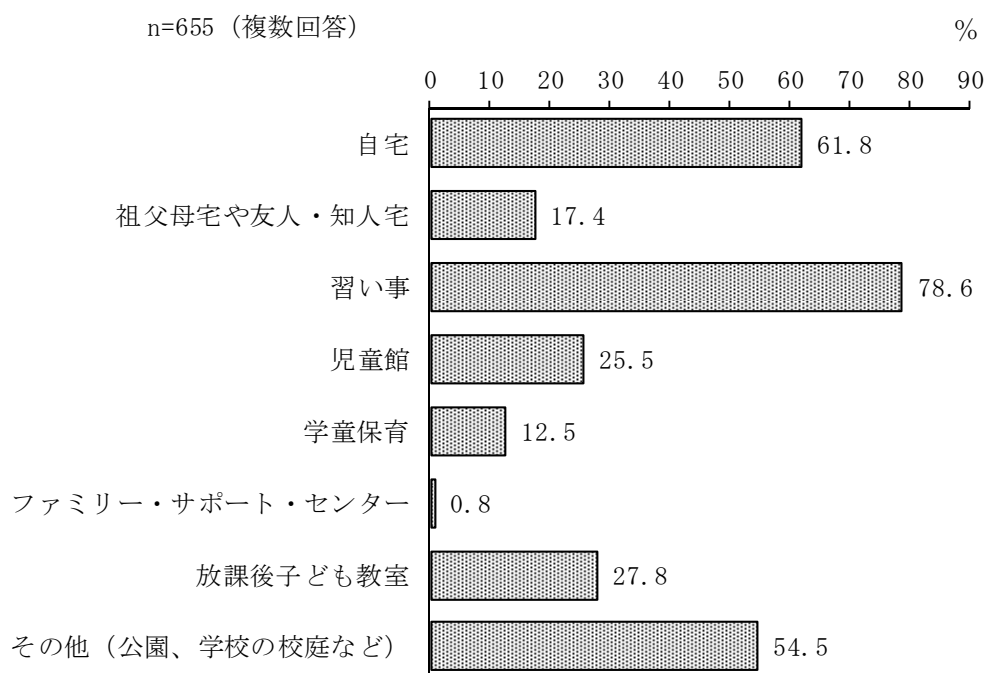
小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「自宅」が最も多く、60.0%となっています。次いで「習い事」が52.3%、「学童保育」が39.2%、「その他（公園、学校の校庭など）」が30.0%と続いています。



（6）高学年になってからの放課後の過ごし方の希望

問 小学校2年生のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校2年生の児童の保護者に希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、78.6%となっています。次いで「自宅」が61.8%、「その他（公園、学校の校庭など）」が54.5%、「放課後子ども教室」が27.8%、「児童館」が25.5%と続いています。



第3章 基本事項

1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

本市では、国が示す基本指針に則して、平成 25 年に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成 26 年 1 月・内閣府）に基づいて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

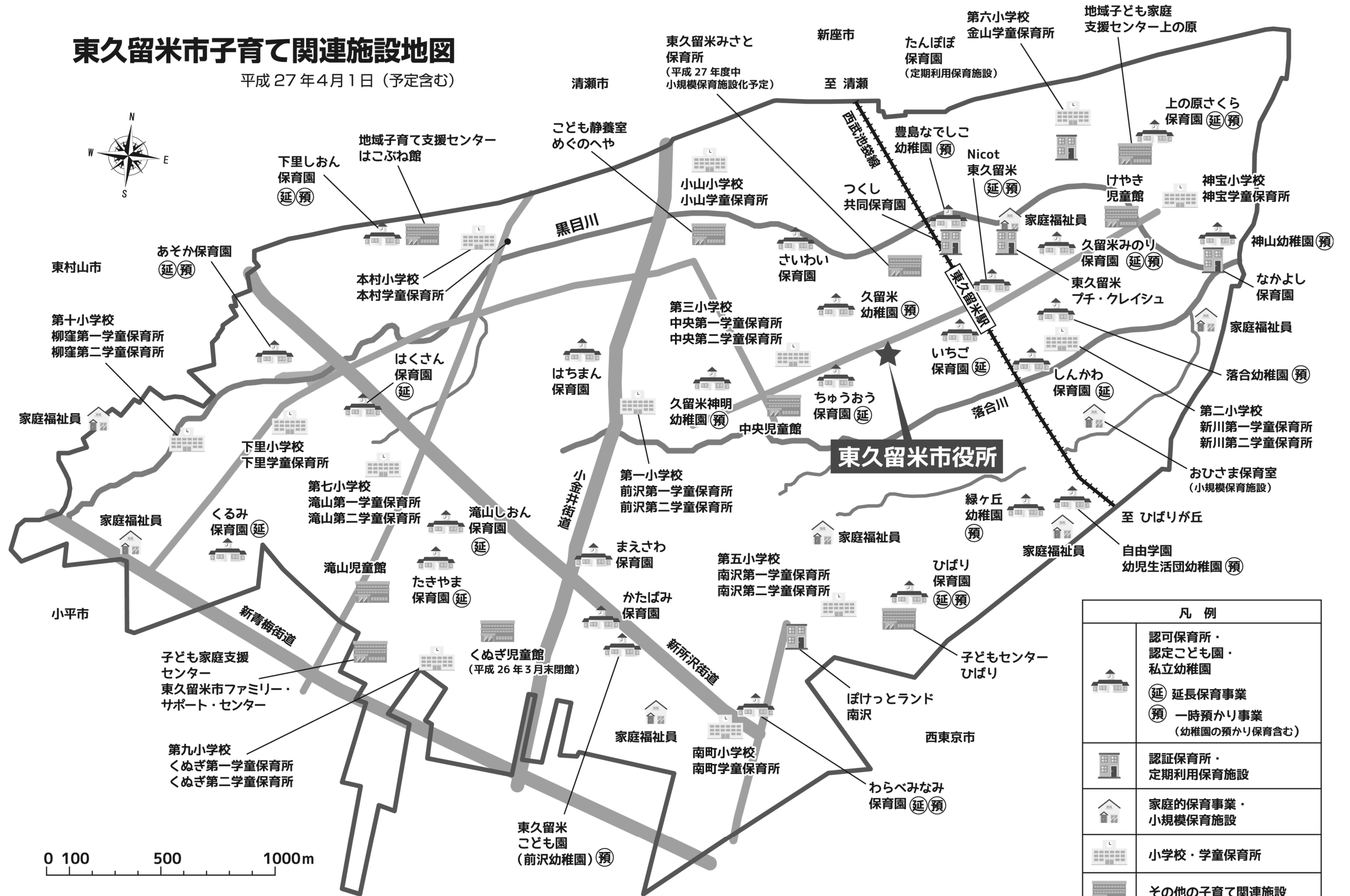
2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（幼児期の教育・保育提供区域）を定める必要があります。

本市では、「現状の利用実態に即しているため、本計画と実態とのかい離が少ない」、「施設の整備を広域的にできるので、柔軟かつ合理的な需給バランスの調整や弾力的な運用を行うことができる」などの理由により、市の全域を一つの提供区域とすることとします。なお、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。

東久留米市子育て関連施設地図

平成 27 年 4 月 1 日（予定含む）



凡 例	
	認可保育所・認定こども園・私立幼稚園 (延) 延長保育事業 (預) 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育含む)
	認証保育所・定期利用保育施設
	家庭的保育事業・小規模保育施設
	小学校・学童保育所
	その他の子育て関連施設

3 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市内に居住する子どもについて、ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて次表の年度、認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

単位：人

	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
平成27年度	1,425	265	1,202	215	783
平成28年度	1,396	260	1,180	228	792
平成29年度	1,347	250	1,141	211	800
平成30年度	1,297	240	1,102	191	781
平成31年度	1,299	241	1,104	177	739

(2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)の「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。なお、国は「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童を解消することを推進しており、このことを踏まえ、平成27年度から3年間で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備していくことを目指します。

【平成25年度 実績】

14頁に記載の「市内の幼児期の教育・保育施設の現状」を参照してください。

【今後の方向性】

1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、幼児期の教育施設又は新制度に移行しない幼稚園において確保できる見込みです。

また、2号認定及び3号認定の保育需要については、供給不足が見込まれることから、保護者の就労状況等による多様なニーズへの対応を踏まえ、認可保育所並びに小

規模保育施設及び家庭的保育施設等の特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進により提供体制の確保を目指します。

なお、待機児童が見込まれる年度においては、これまで同様に保育の質を確保しながら、保育所等への定員の弾力化の依頼により待機児童を最小限に抑えていくように努めます。

単位：人

平成 27 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	215	783
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	233	78	1,031	156	596
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業（※2）				10	34
	認可外保育所（※3）			26	15	81
②－①		321		△145	△34	△72

平成 28 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,396	260	1,180	228	792
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	233	78	1,093	165	629
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業（※2）				22	60
	認可外保育所（※3）			22	13	65
②－①		355		△65	△28	△38

平成 29 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,347	250	1,141	211	800
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		390		27	11	20

平成 30 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,297	240	1,102	191	781
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		450		66	31	39

平成 31 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,299	241	1,104	177	739
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		447		64	45	81

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所

※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育及び事業所内保育

※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）

【参考 平成 27 年度における幼児期の教育・保育施設の利用見込み数等】

①幼稚園、認定こども園

単位：人

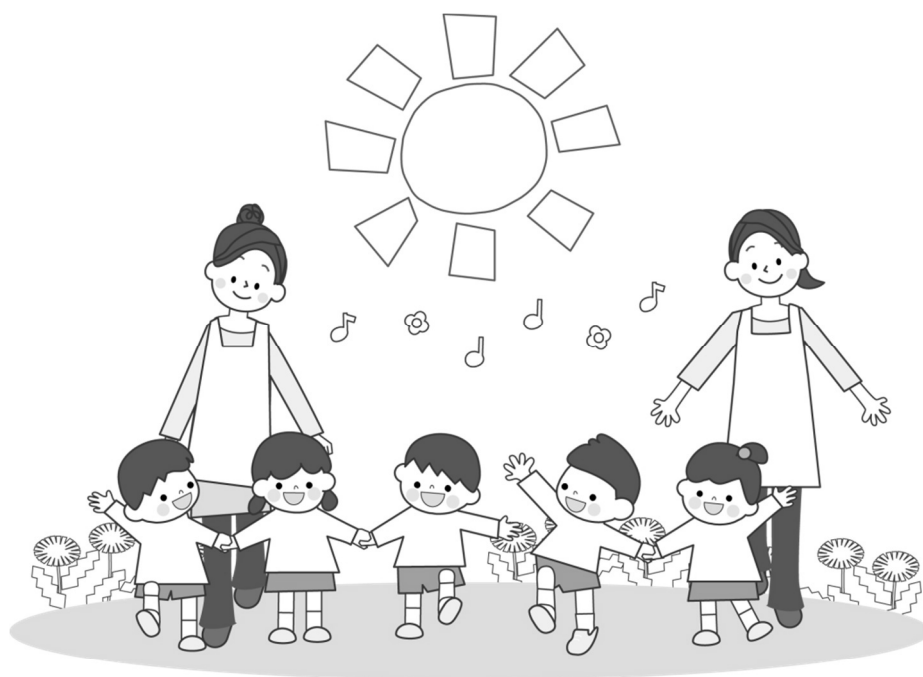
	1号	2号（幼児期の教育希望）
	3～5歳	3～5歳
特定教育・保育施設	233	78
新制度に移行しない幼稚園 ^{（※1）}	1,700	

※1 新制度に移行しない幼稚園の利用には原則、認定区分はありません。

②保育所、地域型保育、認可外保育

単位：人

	2号	3号			計
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
認可保育所	1,031	156	278	318	1,783
地域型保育施設		44			44
東京都認証保育所	110				110
定期利用保育施設		12			12



4

子ども・子育て支援事業に関する事項

(1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【平成 25 年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

市役所の窓口に1か所設置し実施していきます。幼稚園や認定こども園、保育所等も含めた子育て支援に係る施設や事業について、幅広い情報収集を行い効果的な情報提供に努めます。また、保護者の個別ニーズを把握し、利用支援や助言、関係機関との連絡調整を実施していきます。

なお、新たな事業であるため、利用状況等を踏まえ、利用者支援事業の設置場所や箇所数について検討していきます。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②ー①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【平成 25 年度 実績】

945 人

【今後の方向性】

時間外保育事業については、計画期間中の量の見込みに対し、提供体制が確保できていると考えています。今後も継続して実施していきます。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	1,086	1,163	1,308	1,308	1,308
②－①	68	143	318	350	386

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります。

【平成 25 年度 実績】

52 人日

【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後も事業の周知に努めながら、実施していきます。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	291	292	283	274	264
②確保方策	730	730	730	730	730
②－①	439	438	447	456	466

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【平成 25 年度 実績】

854 人

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後も早期から適切な育児支援が受けられるように継続的に実施していきます。

単位：①人、②件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	876	924	864	828	732
②訪問数	876	924	864	828	732
訪問率(②／①)	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制：15 人（常勤保健師 10 人、委託助産師 5 人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：東久留米市助産師会				

（５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【平成 25 年度 実績】

1,147 件

【今後の方向性】

育児不安の解消や養育技術の提供等のため、母子保健活動や乳児全戸訪問事業をはじめとした健診事業等と連携しながら有効活用を図ります。今後は、養育支援訪問事業をより利用しやすいよう相談できる窓口として、事業周知の強化を図っていきます。

専門相談支援については、迅速かつ適切な対応が求められることから、関係機関との連携を強化するとともに、研修等を活用し対応職員の養成を継続します。また、必要に応じた育児・家事援助についても継続してきます。

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ訪問件数)	1,147	1,224	1,301	1,060	1,025
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：東久留米市子ども家庭支援センター				

（６）地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【平成 25 年度 実績】

13,232 人

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。なお、事業周知を強化し、既存の施設の有効活用を図ります。今後も子ども家庭支援センターなどの子育て関連施設や民間の幼稚園、保育所における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ事業内容について検討していきます。

単位：①=人回、②=か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45,844	47,130	46,211	45,107	41,452
②確保方策	2	2	2	2	2

（７）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

【平成 25 年度 実績】

196 人日

【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。今後も事業の周知を継続的に実施し、利用状況を踏まえ、利便性の向上に努めます。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	882	885	876	848	815
②確保方策	880	880	880	880	880
②－①	△2	△5	4	32	65

（８）子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

【平成 25 年度 実績】

ファミリー会員：491 名、サポート会員：205 名、両方会員：7 名 計 703 名
活動件数：3,644 人日（0～5歳：2,441 人日、6～11 歳：1,203 人日）

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業のさらなる周知とセンター機能の強化に努め、サポート会員 1 人あたりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加を図り、量の見込みに対応する供給量の確保をしていきます。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	1,653	2,239	2,981	3,905	5,035
②－①	△3,294	△2,805	△2,063	△1,139	43

（９）一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

【平成 25 年度 実績】

預かり保育・一時預かりとして、65,820 人日

【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園における一時預かり事業では、今後も施設と連携し、量の見込みに対応する提供体制の確保をしていきます。在園児対象型を除く一時預かり事業においても、施設に積極的に働きかけを行い、量の見込みに対応する供給量の確保を目指します。ファミリー・サポート・センター事業の今後の方向性については子育て援助活動支援事業に記載しているとおりです。

①一時預かり事業※¹

（幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり（預かり保育※²含む））

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	1 号認定	17,338	16,971	16,329	15,693	15,718
	2 号認定	50,058	48,999	47,146	45,310	45,381
②確保方策		64,766	68,574	72,382	72,382	72,382
②－①		△2,630	2,604	8,907	11,379	11,283

②一時預かり事業（①以外）

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		52,827	54,214	53,158	51,784	47,683
②確保方策	一時預かり事業 (在園対象型を除く)	18,300	23,180	38,064	42,944	42,944
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童)	3,307	4,477	5,963	7,811	10,069
②ー①		△31,220	△26,557	△9,131	△1,029	5,330

※1 一時預かり事業：

新制度において、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業（幼稚園型一時預かり事業）

※2 預かり保育：

私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4 時間）以上、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業（東京都推進事業）

（10）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第 13 条に基づき実施している事業です。

現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査 14 回分と妊婦超音波検査 1 回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

【平成 25 年度 実績】

10,880 回

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (受診券配布件数)	924	864	828	732	732

②1人あたりの 健診回数※1	15	15	15	15	15
総健診回数 (①×②)	13,860	12,960	12,420	10,980	10,980
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目 （体重・血圧・尿・血液検査 他）				

※1 ②の1人あたりの健診回数には、超音波検査1回分が含まれます。

（11）放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【平成 25 年度 実績】

小学校3年生までを対象とした事業の際に待機児童はいませんでした。

【今後の方向性】

平成 27 年度以降は、事業の対象者が小学校6年生まで拡大されることとなりました。このことを前提に実施したニーズ調査により量の見込みが設定されています。

小学校 13 地区のうち、7地区において、利用希望者が現在の定員を超える見込みです。これらの施設においては、学校施設（放課後に学童保育所として活用できる余裕教室など）の借用等により量の見込みに対応する提供体制の確保を目指していきます。

その他の6地区では現行の事業実施により、量の見込みに対応できる予定です。

なお、いずれの地区においても、利用状況を踏まえ、保育の質を確保しながら、保育スペースの拡大や弾力化なども検討していきます。その際には、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「東久留米市立学童保育所設置条例・同施行規則」による運営に関する規定や「東久留米市立学童保育所入所基準」等の基準に基づき対応していきます。

【第一小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	88	98	97	96	94
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	12	2	3	4	6

【第二小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	101	103	103	108	106
②確保方策	120	120	120	120	120
②－①	19	17	17	12	14

【第三小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	99	95	98	96
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	7	1	5	2	4

【第五小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	105	113	120	122	120
②確保方策	100	100	130	130	130
②－①	△5	△13	10	8	10

【第六小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	66	71	73	73	71
②確保方策	60	60	90	90	90
②－①	△6	△11	17	17	19

【第七小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	112	108	109	111	108
②確保方策	110	110	110	110	110
②－①	△2	2	1	△1	2

【第九小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	108	112	115	121	118
②確保方策	90	120	120	120	120
②－①	△18	8	5	△1	2

【第十小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	76	70	69	63	61
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	4	10	11	17	19

【小山小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	67	65	63	66	64
②確保方策	60	60	90	90	90
②－①	△7	△5	27	24	26

【神宝小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	53	49	48	47	46
②確保方策	45	45	75	75	75
②－①	△8	△4	27	28	29

【南町小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	86	86	80	82	80
②確保方策	70	70	100	100	100
②－①	△16	△16	20	18	20

【本村小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	51	48	46	46	44
②確保方策	60	60	60	60	60
②－①	9	12	14	14	16

【下里小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30	30	31	30	29
②確保方策	45	45	45	45	45
②－①	15	15	14	15	16

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部又は一部を助成する事業です。

【平成 25 年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

国の動向に応じ事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験等を活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【平成 25 年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

これまでも、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受付、手続きに係る支援や助言を行ってきました。今後も市内において、多様な事業者がその技術、手法、経験等を活用しながら幼児期の教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談及び助言等を行います。

5

幼児期の教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。

国の基本指針では、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとされております。また、認定こども園の中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として、ひとつの認可の仕組みとした制度改正が行われたことを踏まえると、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の相互の連携を推進します。
- 多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。



第4章 その他の事項

1

産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされることを踏まえ、育児休業満了時（原則、職場に復帰するケースが多い、子どもが1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、次の取り組みにより円滑な利用の確保に努めていきます。

（１）情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

（２）保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰が円滑に進むよう、認可保育所や小規模保育施設の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進による提供体制の確保の際に、保育需要が多いと見込まれる1歳児の定員拡充に配慮し、希望する児童が保育を受けられる体制を整えます。



2

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携

（１）児童虐待防止

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策であり、本市では、このような観点からも継続して各種相談事業等を行います。また、要保護児童対策協議会の強化に努め、健康診査、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、児童の生活環境や心身の状態等から虐待の兆候をとらえ、未然に、又は早期に対応ができるよう、十分な体制を整えます。

なお、現在本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係諸機関と連携して早期発見・早期対応に備えるとともに、小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けている子どもの保護や、保護者に対する援助を行っています。

（２）特別な支援を要する児童への施策

特別な支援を要する児童への療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、児童とその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者が子どもの発達の遅れや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、通級指導学級を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
早期発見の取り組みの充実	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達の経過観察を行っています。また、臨床心理士による心理経過観察健診や児童精神・小児神経の専門医による発達健診を行い、障害等の早期発見・早期療育を図ります。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。 【関係機関等】 健康課

事業名	事業の内容
障害児保育の充実	保育所での障害児保育を充実するために、わかくさ学園等の専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図ります。 【関係機関等】 保育課（子育て支援課）
障害児療育の充実	わかくさ学園（発達相談室を含む）で、障害のある児童及び発達に課題のある児童の早期療育を図り、養護者の相談支援を行います。保育所や学校をはじめ関係機関との連携を強め、児童の就学後までの切れ目のない支援体制を目指していきます。 【関係機関等】 障害福祉課
特別支援教育の実施	特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携等に取り組み、児童、生徒一人ひとりに応じた指導及び支援の充実を目指していきます。 また、教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級（知的障害）を小学校4校、中学校3校に設置し、固定学級（自閉症・情緒障害）を小学校1校に設置しています。更に、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする通級指導学級（情緒障害）を小学校2校、中学校1校に設置し、通級指導学級（言語障害）を小学校1校に、通級指導学級（難聴）を小学校1校、中学校1校に設置して指導・支援を行っています。 【関係機関等】 学務課
学童保育所への障害児受け入れ	放課後児童健全育成事業（学童保育）における障害児の受け入れをしていきます。 平成27年4月より、対象が小学校6年生まで拡大されました。障害児への対応については、障害児二人につき補助員一人を配置するなど、保育体制の充実を図ります。 また、臨床心理士による研修、東京都主催の各種研修に参加するなど、支援員、補助員の資質向上を図ります。 なお、入所にあたっては、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、受け入れに配慮していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）

※ 関係機関等欄の（ ）内は、平成27年4月1日以降の所管課名を表記しています。

〈関係計画〉

- ・東久留米市障害者計画・障害福祉計画
- ・東久留米市教育振興基本計画

（３）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業	ひとり親家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています（原則、義務教育終了までの児童のいるひとり親家庭を対象に実施）。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
母子及び父子 並びに寡婦 自立促進事業	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状を維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を引き続き実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
児童扶養手当 支給事業	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭等に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
児童育成手当 支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
ひとり親家庭 住宅手当 助成事業	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。市単独事業として実施しており、高齢者・障害者住宅手当の支給要件との整合性を図りながら実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）

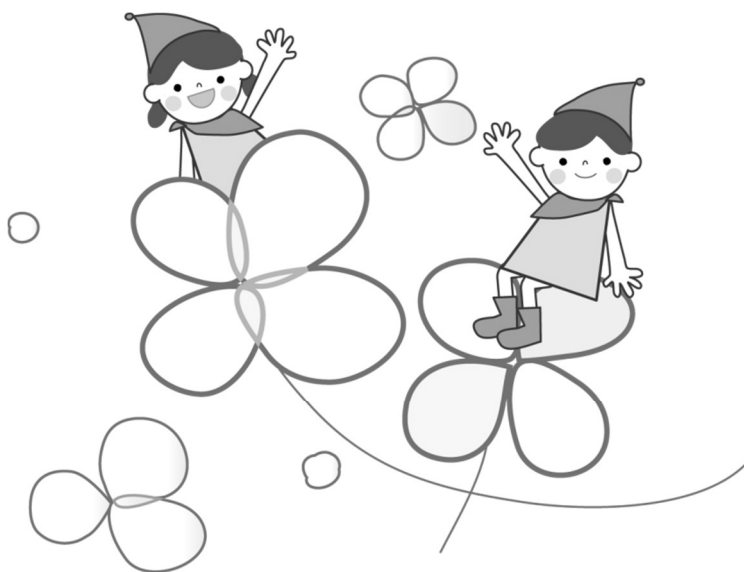
※ 関係機関等欄の（ ）内は、平成27年4月1日以降の所管課名を表記しています。

事業名	事業の内容
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行います。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
母子保護の実施事業	市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）
ひとり親家庭に対する相談体制の強化	ひとり親家庭の相談は、母子・父子自立支援員を2人配置して実施しています。教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子福祉資金、東京都女性福祉資金の貸付等の制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市ホームページ等を活用した幅広い情報提供に努めます。 【関係機関等】 子育て支援課（児童青少年課）

※ 関係機関等欄の（ ）内は、平成27年4月1日以降の所管課名を表記しています。

〈関係計画〉

- ・東久留米市地域福祉計画



3

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。仕事と生活の調和の実現について、国は「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では平成 23 年に策定した「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」において、仕事と生活が調和し、男女が共に能力を発揮できる活力ある社会の実現に向け、仕事の時間と家庭や地域活動、自己実現等の時間を自分の望むバランスで取れる生活を送れるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための啓発に取り組むこととしています。

雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法律や制度整備・充実は進んでいるものの、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもの病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は続いています。

本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児期の教育・保育施設、放課後児童健全育成事業及び子育て援助活動支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
行政機関内部での支援事業	事業主として特定事業主行動計画を策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備等に取り組みます。 【関係機関等】 職員課
女性の再就職支援	女性の再就職のための情報提供及び講座の充実を図ります。 【関係機関等】 生活文化課

事業名	事業の内容
女性の起業に関する情報提供・支援	関係機関と連携し、起業に関する知識や手法についての情報提供及び講座を実施します。また、起業した女性のネットワークづくりへの支援を行います。 【関係機関等】 生活文化課
男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	男性向けの家事・育児・介護等に関する啓発及び講座の充実を図ります。また、関係各課と連携し、制度等の情報提供及び自主学習グループへの支援を行います。 【関係機関等】 生活文化課
市内事業所への男女共同参画の啓発	東京都や関係機関と連携し、市内事業所への男女平等意識の啓発やハラスメント防止等、男女共同参画施策の周知及び啓発を行います。 【関係機関等】 生活文化課 産業振興課（産業政策課）
関係法令、各種制度の周知と啓発	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。 【関係機関等】 生活文化課 産業振興課（産業政策課）

※ 関係機関等欄の（ ）内は、平成27年4月1日以降の所管課名を表記しています。

〈関係計画〉

- ・東久留米市第2次男女平等推進プラン
- ・東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

（１）子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

（２）計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、新たに創設された利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心にまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCA サイクル^{※用語解説}に基づき、進行管理を行い、事業の改善につなげていきます。

① PLAN（計画の策定）

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

② DO（事業の実施）

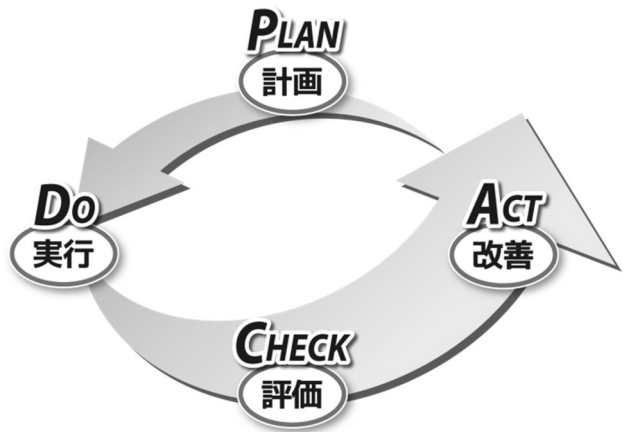
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

③ CHECK（実施状況の評価・検証）

事業の実施状況进行评估・検証します。

④ ACT（評価結果を活用）

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1

用語解説

用語	解説
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立・公布された、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「認定こども園法」の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、関係する児童福祉法等、55件の法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。）
市町村子ども・子育て支援事業計画	内閣総理大臣が定めた基本指針に即して、すべての市町村が定める5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。子ども・子育て支援法第61条に規定されている。
PDCA サイクル	事業の計画を立て（PLAN）、計画に基づいて事業を実施し（DO）、実施した事業を評価し（CHECK）、改善（ACT）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に資するという管理手法

2

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期） 平成 25 年度進捗状況

基本目標 1 地域における子育ての支援

【主要課題】

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 学童保育・預かり保育の充実

事業名	1) ショートステイ（子育て短期支援事業）	区分	継続
事業の内容	社会的な理由で、家庭での子どもの養育が一時的に困難になったときに、お子さんを預かります（宿泊を伴う）。 年齢別となっている料金設定や兄弟の利用、連泊する場合の利用料の軽減などが必要となっています。 定員数については、利用数の推移をみて判断していきます。		
平成 26 年度 までの目標	利用しやすい条件の整備 ・学校、幼稚園、保育園等への送迎の検討 ・連泊時の利用料の検討		
平成 25 年度 までの進捗状況	ショートステイ：延 48 日 昨年度利用児童が一時保護後に養護施設に入所。今年度は育児疲れの母の利用のみのため利用延べ日数が減少している。 ・利用に際し面談、育児相談や継続的な相談につなげ緊急時の利用もあり、重要な役割をしている。 ・平成 24 年からは保育園・学校の送迎を施行している。 ・連泊時の利用料について、免除世帯については長期に渡っての利用はあるが、有料世帯においては 2 泊 3 日が平均利用日数で支払いできる範囲で利用をしているため現状維持。		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター）		

事業名	2) トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	区分	新規
事業の内容	仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となる家庭で、子どもの養育が困難になったときに、日中、夜間にお子さんを預かる事業です。 現在はショートステイで対応できており未実施ですが、今後、ニーズを精査するとともに他の事業対応の可能性も含め検討します。		
平成 26 年度 までの目標	トワイライトステイ事業の設置を検討		
平成 25 年度 までの進捗状況	ショートステイ（午後 8 時まで）を利用できる状況から、現在は夜間のトワイライトステイも兼務しており現状維持。		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター）		

事業名	3) ファミリー・サポート・センター	区分	継続
事業の内容	育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。 提供（協力）会員に比べて依頼（利用）会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。		
平成 26 年度までの目標	提供会員の増員も念頭に、相互援助活動の充実を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	援助活動件数：延べ 3,644 回 会員数 ・提供会員 205 名 ・依頼会員 491 名 ・両方会員 7 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	4) 子ども家庭支援センター事業	区分	拡充
事業の内容	0歳から18歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。 総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。 今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実に努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。		
平成 26 年度までの目標	先駆型子ども家庭支援センターへの移行し、児童虐待対応力の強化に努め、より事業の充実を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	【子ども家庭支援センター】 新規相談件数 216 件（平成 25 年度より子育てひろば事業の相談件数を除いた件数を計上）（被虐待相談 105 件、養護相談 62 件等） 【交流スペース利用】 利用者参加延べ数 8,341 人 年間事業実施回数 61 回 参加延べ利用数 1,452 人 【子ども家庭支援センター上の原】 利用者参加延べ数 8,922 人 年間事業実施回数 50 回 参加延べ利用数 976 人		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター）		

事業名	5) 子育てひろば（地域子育て支援センター）の充実	区分	拡充
事業の内容	地域における子育て親子の交流を促進する支援拠点として、子育て等に関する情報提供、相談・支援の実施などが行われています。平成 22 年度より新規に 1 か所開設し、市内 2 か所となる予定です。 地域の相談力向上のため子ども家庭支援センターとの連携を充実させていきます。		
平成 26 年度までの目標	地域子育て支援センターを地域の相談対応力強化事業に活用。地域の子育て支援関係者とのネットワークの構築を行う。		
平成 25 年度までの進捗状況	子育て家庭および地域の関係機関からの相談を受け、地域の見守り等の連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築し子育て環境整備の支援をしている。また、下里しおん保育園内、はこぶね館でも日常的な事業を実施。 ・事業回数 114 回 ・参加者 4,310 人		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター）		

事業名	6) 子育て相談の充実	区分	継続
事業の内容	市内のほぼ全域にある保育園で、子育てに関するノウハウを活かした子育て相談が行われています。 子育てひろばや関係機関との連携を図りつつ、地域に開かれた保育園として、身近で利用しやすい子育て相談に対応していきます。		
平成 26 年度までの目標	子育て相談の拠点として保育所の子育て相談体制を整備。		
平成 25 年度までの進捗状況	地域子育て支援センター、保育所の地域活動事業にて実施。保育所では、在園児に限らず、随時子育て相談を実施した。		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター） 保育課		

事業名	7) 子育て情報の提供	区分	継続
事業の内容	保育園に通っている園児の保護者や地域活動に参加する保護者に対し、子育てについてのさまざまな情報提供を行っています。 今後は、各保育園の創意工夫によりだれもが手に取れる子育て関連情報を年 1 回以上発行するなど、情報提供機能を充実させていきます。		
平成 26 年度までの目標	育児・子育て支援情報の提供。		
平成 25 年度までの進捗状況	園庭解放などの子育て世代の保護者と触れ合う場での相談・助言を実施。また離乳食講座・子育て相談の場で、子育て関連情報を提供した。		
所管課	保育課		

事業名	8) 地域活動事業の充実	区分	継続
事業の内容	市内各保育園は「地域に開かれた保育園」を目指し、育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事などを行っています。 今後も、大規模なイベントから気軽に参加できる事業まで、各種地域活動事業の充実に努めます。		
平成 26 年度までの目標	・全保育所で実施 ・補助支援継続		
平成 25 年度までの進捗状況	公立 7 園、公設民営 3 園、私立 6 園で実施。地域活動事業としての講座や企画等の目的を確認した。		
所管課	保育課		

事業名	9) 父親の育児参加支援の推進	区分	継続
事業の内容	父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備し、父親向け育児講座など、新たな事業企画を通じて父親の育児参加を支援します。		
平成 26 年度までの目標	講演、相談などを通して親子がふれあう場を提供。		
平成 25 年度までの進捗状況	育児講座による子どもの健康相談を実施し、父親等が参加した。		
所管課	保育課		

事業名	10) 児童手当支給事業	区分	継続
事業の内容	児童を養育する家庭における生活の安定、及び次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図るため、児童手当法に基づき手当を支給します。		
平成 26 年度までの目標	児童を養育する家庭における生活の安定、及び次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	延べ支給人数 ・0～3 歳未満 29,061 名 ・3 歳以上小学校修了前 99,579 名 ・小学校修了後中学校修了前 34,759 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	11) 子ども医療費助成事業	区分	拡充
事業の内容	【乳幼児医療費助成】 義務教育就学前にある児童の保険診療にかかる自己負担分を助成しています。平成 21 年 4 月より市単独事業として所得制限を全年齢において撤廃しました。 【義務教育就学児医療費助成】 平成 19 年 10 月から義務教育就学期にある児童の保険診療にかかる自己負担分のうち 1 割を助成しています。平成 21 年 10 月より助成範囲の拡大を行うとともに、今後も充実方法を検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	子育て支援事業の充実		
平成 25 年度までの進捗状況	【乳幼児医療費助成】 保険診療にかかる自己負担分の全額を助成。 市単独助成により所得制限枠を撤廃している。対象 6,406 名 【義務教育就学児医療費助成】 助成額は外来のみ自己負担分 200 円を控除した金額、調剤・入院は全額助成。 平成 24 年度から所得制限が緩和され、対象者が増加した。対象 7,233 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	12) 入院助産の実施事業	区分	継続
事業の内容	市内に住居を有し、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するため、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成しています。 制度として確立しており、今後も利用者への十分な説明と病院との連携、事務手続きのスムーズな執行に努めます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度：助産 6 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	13) 幼児教育の振興事業	区分	継続
事業の内容	東久留米市私立幼稚園連合会の活動費、教職員の研修、園医等の報酬に対する補助金を交付することにより、幼児教育の振興充実を図っていきます。		
平成 26 年度までの目標	補助金の交付により、連合会の円滑な活動と教職員の資質向上、園児の保健管理、幼児教育の振興を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	東久留米市私立幼稚園連合会（構成 8 園）に、各園の教職員の研修、園医等の報酬、寄生虫検査に対し補助金を交付。		
所管課	子育て支援課		

事業名	14) 幼児教育の推進事業	区分	継続
事業の内容	幼稚園等園児の保護者負担を軽減し、幼児教育の推進に努めます。現在、国と東京都は所得制限の基準がありますが、市の単独事業では全員に補助を行っています。今後は、所得に応じた保護者負担軽減の取り組みを図っていきます。		
平成 26 年度までの目標	幼児教育の推進に努めつつ、所得に応じた園児保護者の負担軽減に取り組む。		
平成 25 年度までの進捗状況	私立幼稚園等園児保護者補助金交付対象者数 ・前期（4～9 月） 1,668 人 ・後期（10～3 月） 1,684 人		
所管課	子育て支援課		

事業名	15) 保育園定員の適正化	区分	拡充
事業の内容	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の建替え等の整備を機に低年齢児の拡大を考慮した定員の見直しを図ります。平成 18 年度には移転・新設したひばり保育園（公設民営）で定員の拡充を図り、現在定員は 1,495 人（公立 989 人、私立 506 人）となっています。 また、平成 22 年 4 月に公設民営園 1 園、同年 6 月に私立保育園 1 園の開園を予定しています。東久留米市立保育園の民営化実施計画（改定版）により、保育園の施設更新に合わせて定員の適正化を図っていきます。 （目標値）認可保育所定員数 ・平成 21 年度 1,495 人 ・平成 26 年度 1,617 人 認可保育所 0 歳児～2 歳児の定員 ・平成 21 年度 581 人 ・平成 26 年度 655 人		
平成 26 年度までの目標	認可保育所定員数 （目標値）平成 26 年度 1,617 人		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度末の認可保育所定員数は 1,690 人である。市立みなみ保育園民営化により定員 90 人→131 人にすべく事務を遂行した。		
所管課	保育課		

事業名	16) 市立保育園民営化の推進	区分	拡充
事業の内容	東久留米市立保育園の民営化実施計画（改定版）に基づき、民間活力の導入による既設園の民営化を進め、待機児解消を図っています。その際、施設更新等により受け入れ数を拡大するとともに、保育環境を整備し、保育サービスの拡充を進めます。 （目標）民間化実施園数 平成 26 年度までに 2 園		
平成 26 年度までの目標	都営住宅の建替えに伴い、平成 25 年度末にみなみ保育園を閉園し、新たに平成 26 年 4 月に民設民営（私立）園を開設予定。		
平成 25 年度までの進捗状況	市立みなみ保育園の民営化において、4 月より引継保育、1 月より合同保育を実施。また 8 月より引継連絡会を実施した。		
所管課	保育課		

事業名	17) 認可保育所の充実	区分	継続
事業の内容	現在市内には、認可保育所が 15 園、定員総数は 1,495 人となっています。 待機児童解消を目指し、平成 22 年 4 月に公設民営園 1 園、同年 6 月に私立保育園 1 園の開園を予定しています。平成 26 年度には、認可保育所 16 園、定員総数を 1,617 人に拡充する見込みです。		
平成 26 年度までの目標	平成 24 年度に私立保育園 1 園の増築を行い定員拡大を予定。平成 25 年度末に市立みなみ保育園を閉園し、新たに民設民営（私立）園を開設。この際に定員の拡大を図る予定。		
平成 25 年度までの進捗状況	市立みなみ保育園民営化後の新園における定員 90 名→131 名の調整を実施した。		
所管課	保育課		

事業名	18) 認証保育所の開設	区分	拡充
事業の内容	待機児童の解消及び都市の多様な保育需要に対応するため、認証保育所の開設を促進します。現在は、市内に認証保育所A型 1 園、B型 1 園、また、認証保育所へ移行準備をしている認可外保育施設が 1 施設あります。 待機児解消のため、国や東京都の動向も注視しつつ、市内で認証保育所の開設を希望する事業者を支援していきます。		
平成 26 年度までの目標	待機児童の解消及び多様な保育需要に対応するため、認証保育所の開設を推進。		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年 5 月に、ぽけっとランド南沢が開園。定員 40 名。		
所管課	保育課		

事業名	19) 保育室の認証保育室への移行	区分	継続
事業の内容	低年齢児童の受け入れ施設である保育室の認証保育所への移行を行うことにより、待機児童の解消を図ります。 (目標値) 認証保育所への移行数 平成 26 年度までに 1 施設移行		
平成 26 年度までの目標	1 施設移行目標		
平成 25 年度までの進捗状況	認証保育所への移行における課題を整理し、施設長と協議をした。		
所管課	保育課		

事業名	20) 家庭福祉員への助成の充実	区分	拡充
事業の内容	低年齢児の家庭的な保育への需要があることから、新規開設への支援を進めます。現在は、家庭福祉員 6 名、受け入れ定員 26 人となっています。家庭的な雰囲気の中で保育を行う家庭福祉員の拡充により、待機児童の解消を図ります。また、研修などを通じて、市立保育園との連携を進めます。 (目標値) 家庭福祉員の開設数：毎年 1 施設開設		
平成 26 年度までの目標	毎年 1 施設開設目標		
平成 25 年度までの進捗状況	今年度より保育従事職員等処遇改善事業を実施した。		
所管課	保育課		

事業名	21) 認定こども園への助成	区分	継続
事業の内容	認定こども園の設置者に対して補助金を交付することにより、幼稚園・保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の推進を図ります。		
平成 26 年度までの目標	国の幼保一体化の推進を念頭に置いたうえで、小学校就学前の子どもへの教育と保育の総合的な推進を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	東久留米市認定こども園運営費等に係る補助金交付園数 ・市内 2 園 ・市外 4 園		
所管課	子育て支援課		

事業名	22) 低年齢児保育の充実	区分	拡充
事業の内容	0～2歳までのいわゆる低年齢児の保育ニーズに対応するため、受け入れ枠の拡大を図ります。平成21年4月時点、認可保育園の待機児童数は、1歳児59名、2歳児30名となっており、今後開園を予定している保育園においても低年齢児保育を行い、受け入れ枠を拡充します。 (目標値) 認可保育所 0歳児～2歳児の定員 平成21年度 581人 → 平成26年度 655人		
平成26年度までの目標	今後も幼保連携型認定子ども園化を視野に入れ、該当園を検討していく。		
平成25年度までの進捗状況	市立みなみ保育園民営化後の新園定員に向けて0～2歳児定員28名→56名への増員になるよう調整を実施した。		
所管課	保育課		

事業名	23) 延長保育の充実	区分	拡充
事業の内容	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)以上の保育を行う延長保育実施園の拡大を図ります。 現在、公立保育園3園、公設民営保育園2園、私立保育園5園で延長保育を実施しています。今後開園予定の保育園においても延長保育を実施していきます。 (目標値) 延長保育実施園数 平成21年度 10園 → 平成26年度 16園		
平成26年度までの目標	16園実施目標		
平成25年度までの進捗状況	公立3園、公設民営3園、私立6園で実施。 延べ利用人数 32,994人		
所管課	保育課		

事業名	24) 産休明け保育の拡充	区分	拡充
事業の内容	就労先の状況などにより、育児休業が取りにくい世帯のため、産後8週間を経過した児童の保育を行います。現在は私立保育園5園と公設民営園1園で実施しています。年度後半に入所対象年齢に達する児童については、保育園の受け入れ枠が少なく、待機児童につながる場合があるため、産休明け保育の対応を拡充していきます。 (目標値) 産休明け保育を実施している認可保育園数 平成21年度 6園 → 平成26年度 9園		
平成26年度までの目標	産休明け保育実施園の拡大		
平成25年度までの進捗状況	公設民営3園、私立園6園で実施。市立みなみ保育園民営化後の新園において産休明け保育を実施するよう調整をした。		
所管課	保育課		

事業名	25) 年末保育の検討	区分	継続
事業の内容	多様な就労形態に対応するため、年末においても保育が必要とされる世帯のために、平成19年度より年末保育を実施しています(公立1園、公設民営1園で実施)。利用者の需要の動向を把握しながら、事業を進めていきます。 (目標値) 年末保育を利用した延べ人数 → 30人		
平成26年度までの目標	保育需要に応じ、年末の時期の実施を検討。		
平成25年度までの進捗状況	公立1園と公設民営1園で実施しているが平成25年度については公設民営園では希望者がいなかった。 ・実施日数2日 ・延べ利用人数 公設公営園 17人 公設民営園 0人		
所管課	保育課		

事業名	26) 病後児保育の実施	区分	継続
事業の内容	保育所通所児童等で、病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを対象とした病後児保育の実施を検討してきました。市内医療機関では既に独自に実施しているところがありますが、市としては支援できていないのが現状です。今後、利用者の需要の把握に努め、病後児保育実施に向けて検討を進めます。 (目標値) 平成 26 年度までに実施		
平成 26 年度までの目標	病後児保育事業の検討		
平成 25 年度までの進捗状況	一日利用者 168 人 半日利用者 28 人		
所管課	保育課		

事業名	27) 私立保育園への助成の充実	区分	継続
事業の内容	児童福祉法及び東久留米市保育運営費支弁要綱に基づき、私立保育園 5 園、公設民営保育園 2 園に運営費を助成しています。保育園独自の取り組みにも対応できるように、内容の充実を検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	私立保育園への助成の充実を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	公設民営 3 園、私立 7 園に運営費を助成。また今年度初めて保育士等処遇改善臨時特例事業を実施した。		
所管課	保育課		

事業名	28) 保育園の改修・建替えによる整備	区分	継続
事業の内容	施設の老朽化に対応するため、保育園の改修を進めます。公立保育園全園の改修を行っていますが、経年劣化により改修が必要とされる箇所が増えており、計画的な改修を行っていきます。		
平成 26 年度までの目標	引続き既設園の計画的整備を実施していく。		
平成 25 年度までの進捗状況	全園で早急に改修が必要な箇所について改修工事を実施した。緊急でない計画的整備についても予算の範囲内で実施した。		
所管課	保育課		

事業名	29) 保育園園庭整備	区分	継続
事業の内容	園庭を整備し、地域活動事業や園庭開放を行い、地域の子育て支援と交流の場を提供しています。平成 18 年度より 1 年に 1 園のペースで園庭改修を行っています。今後も計画的に園庭整備を進めていきます。		
平成 26 年度までの目標	整備されている保育園から、園庭開放実施。		
平成 25 年度までの進捗状況	ちゅうおう保育園、さいわい保育園の園庭排水柵の改修工事を実施。 しんかわ、ちゅうおうの園庭に遮光ネットが張れるよう固定用金具ワイヤーの設置工事を実施。		
所管課	保育課		

事業名	30) 第三者サービス評価の促進	区分	継続
事業の内容	利用者の選択性の確保を図るため、認可保育所の第三者評価の受審支援と普及、定着に努めます。		
平成 26 年度 までの目標	認可保育所の受審計画を進めるとともに、利用者の選択性の確保を図るため、実施支援と普及、定着に努める。		
平成 25 年度 までの進捗状況	認証保育所 3 園で実施した。		
所管課	保育課		

事業名	31) 一時預かり（一時保育）の充実	区分	継続
事業の内容	病気などの緊急時や就労等で子どもの保育が一時的に困難な場合、育児疲れ・保育によるストレスなどにより一時的に保育が必要な場合に子どもを預かる事業で、就労の有無等に限らず、誰でも利用できます。 現在は公設民営保育園 1 園、私立保育園 3 園で実施しています。 今後開園予定の保育園でも一時預かり（一時保育）事業を行うとともに、市が独自で行う一時預かり事業についても検討していきます。 （目標値）一時預かり（一時保育）事業実施保育園数 平成 21 年度 4 園 → 平成 26 年度 7 園		
平成 26 年度 までの目標	平成 23 年度、Nicot 東久留米実施。7 園実施目標		
平成 25 年度 までの進捗状況	ひばり保育園、上の原さくら保育園（公設民営）、久留米みのり保育園、あそか保育園、下里しおん保育園、Nicot 東久留米（私立）で実施した。 延べ利用児童数 12,600 人		
所管課	保育課		

事業名	32) 幼稚園の預かり保育	区分	継続
事業の内容	東久留米市私立幼稚園では、預かり保育事業を実施しています。平成 20 年度の実績では 8 園ともに実施し、このうち 3 園では長期休暇中も実施しています。		
平成 26 年度 までの目標	今後の幼保一体化に向けた国の動向に注視しつつ、事業を継続。		
平成 25 年度 までの進捗状況	市内 8 園ともに預かり保育を実施し、各園が保護者に利用しやすいよう見直し・改善を図り取り組んでいる。		
所管課	子育て支援課		

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

【主要課題】

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 健康的な生活習慣の確立・食育の推進
- (3) 小児医療の充実

事業名	33) 母子健康手帳の交付	区分	継続
事業の内容	健康課・市民課・各連絡所で母子健康手帳の交付を行っています。交付時に、妊婦健診票（14 回分）、子育て情報や気軽に相談できる窓口の紹介等の資料（子育て便利帳）を「母と子の健康バッグ」に入れて、配布しています。 母子手帳交付は、抱えている不安や問題を把握できる良い機会であり、健康課での直接交付や、届出書用紙の工夫を検討し、その後のフォローにつなげていきます。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	「母と子の保健バッグ」に封入していた健康課のチラシ 5 種を冊子「妊娠期のご案内」にまとめ、内容も充実させて見やすい物に変更した。他課からのチラシも最新情報を提供する為適宜変更した。母子健康手帳の交付時には手帳の活用方法について具体的に説明した。 転入者には妊婦健診票発行時に出生通知票、「妊娠期のご案内」「子育て便利帳」を渡し当市の母子サービスの説明をした。妊娠届出書をもとにハイリスクや不安の高い妊婦に対し電話、訪問、面接をして必要な情報提供、フォローを行った。		
所管課	健康課		

事業名	34) プレ・パパママクラス	区分	継続
事業の内容	妊娠・出産・育児に関する講話と実習、母子健康サービスの紹介を行うとともに、親どうしの学びあい、仲間づくりの場ともなっています（開催回数：6 回/年）。土曜版を実施することで、父親の参加が増えており、参加者からも好評を得ています。 卒業生（出産後の母・父）を交えての同窓会なども充実してきており、現在のプログラムで経過を見ながら、若年層など参加の少ない対象への対応などを検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数：6 回/年、1 回 4 日間コース（3 日目は全回土曜日）。 参加者数：162 人（実） 398 人（延）。 内容は平成 24 年度と同様。実習や体験を取り入れ、情報をわかりやすく伝えたり、仲間づくりのきっかけになるようにグループワークを実施。平成 25 年度は先輩ママとの交流会が持てなかったが、参加者の中の上の子がいる母、父の体験談を聞いたり、「先輩ママ、パパからのメッセージ」を配布して、出産、育児のイメージができるよう働きかけた。		
所管課	健康課		

事業名	35) 妊婦・新生児・未熟児訪問指導	区分	拡充
事業の内容	母性、乳幼児の健康の保持増進を図るために、妊娠中や出産後、乳幼児期における個々の健康上の問題について、保健師及び助産師が家庭訪問し、保健指導を行っています。 平成 20 年度からは子育ての孤立化を防ぐために生後 4 か月までの全戸訪問を開始していますが、1 割弱の家庭で、不在や連絡がとれない状態です。早期より適切な育児支援が受けられるよう、全戸訪問を目指します。 (目標値) こんにちは赤ちゃん訪問(全戸訪問) 実施率 100%		
平成 26 年度までの目標	訪問件数(訪問率)を増加させる。		
平成 25 年度までの進捗状況	妊婦訪問: 26 件/年 産婦訪問: 916 件/年 新生児訪問: 674 件/年 未熟児訪問: 51 件/年 こんにちは赤ちゃん訪問: 191 件/年 新生児訪問・未熟児訪問等の訪問延件数は増加している。 新生児の全戸訪問実施率 95%		
所管課	健康課		

事業名	36) 育児相談	区分	継続
事業の内容	保護者の育児不安解消と、子どもの健全な発達を援助するため、母乳・栄養・育児等に関する個別相談を行っています。(年 10 回、内、わくわく健康プラザ以外での出張相談: 年 2 回)。 離乳食や歯科に関する相談、4 か月未満児の占める割合は増加しています。幅広い相談に対応できる、気軽な相談窓口として、より多くの方に活用してもらえよう、実施場所の拡大などを検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数: 10 回/年(内、児童館での開催回数 2 回) 利用者延数: 153 組 年 2 回の中央児童館での実施が定着し、参加者の満足度も高く、気軽に利用できるものになっている。		
所管課	健康課		

事業名	37) 食事相談	区分	継続
事業の内容	全市民(食生活に不安や悩みをもつ方)を対象に、個別相談により、食生活に関する不安や悩みを解消し、安心した食生活を送れるよう支援します。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。 個別相談を重視し、食生活に関する不安や悩みを解消し、安心した食生活を送れるよう支援を目指す。また、食生活改善、健康維持・増進を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数: 19 回/年 相談者数: 48 名 医療機関に継続受診されている方は主治医の指示を優先とした上で、相談内容を整理し、食事での不明な点など主治医に確認できるよう支援を行い、要医療でありながら未受診の方などには受診勧奨を行った。		
所管課	健康課		

事業名	38) 子ども相談	区分	継続
事業の内容	乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、経過観察が必要と判断された児について、定期的に心理相談（個別、集団）を実施しています（個別相談：年 24 回、集団グループ相談：年 21 回）。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。 関係機関との連携強化、療育機関・育児支援情報提供の充実化を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	子ども相談（個別）：24 回/年 相談者数：474 人 子どもグループ（集団）：20 回/年 参加者延数：207 人 グループにて親子の様子をアセスメント後、個別相談でフィードバックし、必要な事業・療育機関につないでいる。		
所管課	健康課		

事業名	39) 妊婦歯科健診	区分	継続
事業の内容	妊婦自身の歯科保健意識が向上し、家庭の口腔衛生について意識ができるよう、妊婦の歯科健診と口腔衛生指導（ブラッシング指導）等を行っています。 妊婦自身の口腔ケアに加え、赤ちゃんの歯や口腔に関する情報を知りたいという要望があることから、健診前後の時間を利用して小集団の指導を取り入れることなどを検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。 予防を意識し、かかりつけ歯科医院を持つきっかけとなるよう指導の充実を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	実施回数：6 回/年 受診者数：91 人 ブレ・パパママクラスの 4 回目として同時申込を実施。		
所管課	健康課		

事業名	40) 乳幼児歯科相談室	区分	継続
事業の内容	1 歳 6 か月健診、2 歳児歯科健診の経過観察者及び 2 歳児歯科健診受診後の希望者を対象に、年齢や口腔内の状態に応じた保健指導を行っています。 継続的な健診を実施できるようにフォローが必要であり、要経過観察者の健診、予防処置等の事業を継続します。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。内容の充実を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	乳幼児歯科相談：24 回/年＋12 回/年（2 歳児歯科健診同時開催） 計 36 回実施。受診者実数 656 人。 歯科予防処置：192 件実施		
所管課	健康課		

事業名	41) 乳幼児健診（3～4 か月、1 歳 6 か月、3 歳児）	区分	継続
事業の内容	疾病の早期発見及び児の健全育成や保護者への育児支援のため、総合的な健診（一般・歯科・視聴覚）を行っています（年 16 回）。 受診率は 95% 前後で、未受診者に対しては、電話や地区担当保健師による訪問等の働きかけを行い、できる限り未受診を少なくするよう努めています。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	各健診とも 16 回/年、実施。 ＜3～4 か月児健診＞ 受診者 844 人、受診率 96.4% ＜1 歳 6 か月児健診＞ 受診者 853 人、受診率 95.3% ＜3 歳児健診＞ 受診者 910 人、受診率 94.4% いずれの健診も受診率は高く、ほぼ横ばいの状況である。		
所管課	健康課		

事業名	42) 発達健診（及び未熟児フォローアップ健診）	区分	継続
事業の内容	各乳幼児健診の結果、児童精神科的領域及び運動・精神発達の遅れ等が疑われる乳幼児に対し、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期療育を図っています。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数：12 回/年 専門医 1 人、隔月毎に専門医 2 人体制で実施して充実を図っている。 受診者数：90 人、予約者数 97 人 必要に応じて、専門医療機関・療育機関を紹介している。		
所管課	健康課		

事業名	43) 予防接種	区分	継続
事業の内容	感染症の予防及び蔓延を防ぐために、BCG・ポリオ・三種混合・二種混合・麻疹・風疹・日本脳炎の予防接種を実施しています。二種混合など接種率が低いものについて、接種率の向上に努めます。		
平成 26 年度までの目標	感染症の予防及びまん延を防止するため、ポリオ、三種混合、麻疹風しん、日本脳炎、BCG等の予防接種を実施する。		
平成 25 年度までの進捗状況	BCG：766 件/年 三種混合：926 件/年 二種混合：644 件/年 麻疹風しん混合：1,754 件/年 日本脳炎：4,070 件/年 四種混合：2,790 件/年 不活化ポリオ：1,071 件/年 ヒブ：3,695 件/年（平成 25 年度より定期） 小児肺炎球菌：3,595 件/年（平成 25 年度より定期） 子宮頸がん予防：124 件/年（平成 25 年度より定期）		
所管課	健康課		

事業名	44) 離乳食教室	区分	継続
事業の内容	離乳食に関する正しい知識を伝え、実習を通じた体験学習により親子に食教育を実施しています。また、母親同士の交流・情報交換等の機会の提供としても機能しています。 参加者からは好評を得ており、「大人の食事から離乳食を取り分けて作るメニュー」なども定着しつつあります。既に申し込みが定員を上回ることがありますが、当面は現状を維持して実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。（参加者の増加） 第二次食育推進基本計画の中の重点課題となっている「共食」についても、離乳食の時期から保護者へ周知を目指す。		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数：8 回/年 参加人数：145 人 ①基礎編：3 回 ②応用編：4 回 ③出張編：1 回 調理実習や試食を通して離乳食の知識を伝え、不安軽減につながるよう、支援を行うとともに、母親自身の朝食に関するアンケートの実施、朝食の意義について普及啓発を図った。		
所管課	健康課		

事業名	45) 幼児食教室	区分	継続
事業の内容	離乳期から幼児期に移行する時期に、幼児食の正しい知識を伝えるため、未就学児と保護者を対象に調理実習と講義による食育を行っています。 要望の多い野菜を使った料理のレパートリーなど、内容を検討していきます。		
平成 26 年度 までの目標	事業を継続する。(参加者の増加) 第二次食育推進基本計画の中の重点課題となっている「共食」についても、幼児食の時期から保護者へ周知を目指す。 また、多摩小平保健所圏域重点目標となっている「野菜の摂取量を増やす」「朝食の欠食を減らす」についても周知・啓発を継続していく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	開催回数：7回/年 参加者数：親 117 人、子 120 人 ①もぐもぐ幼児食教室 対象年齢：1 歳児 内容：離乳食から幼児食への移行時期の食事を講話、デモ、試食を通して伝えた。 ②ばくばく幼児食教室 対象年齢：2～3 歳児 内容：野菜を使った料理をデモと試食でレパートリーを増やしたり、野菜に触れるきっかけ作りを行った。 ③親子で Let's クッキング 対象年齢：4 歳～未就学児 内容：親子で調理実習を行ったり、親子を分離しての食育を行った。		
所管課	健康課		

事業名	46) プレママ・クッキング	区分	継続
事業の内容	調理実習を通して、妊婦の栄養、家族の食事の大切さについて理解してもらうため、妊娠 16 週以降の妊婦を対象とした教室を開催しています。 野菜摂取の少なさがうかがえるため、食事バランスガイドの「一日野菜料理 5 皿」の普及・啓発も合わせて内容を検討していきます。		
平成 26 年度 までの目標	事業を継続する。 食事バランスガイドの「一日野菜料理 5 皿」の継続普及・啓発と食生活を見直すために「妊産婦のための食生活指針」に基づいた内容を継続していく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	開催回数：6回/年 参加人数：81 人 プレパママクラスの 2 日目として実施。 食生活の見直しを図るとともに、食事バランスガイドの「一日野菜料理 5 皿」についても、普及・啓発を行った。グループでの調理作業を通して、仲間づくりや交流の場となった。		
所管課	健康課		

事業名	47) 職域を越えた地域の健康づくり	区分	継続
事業の内容	4課（健康課・障害福祉課・学務課・保育課）の栄養士で連携を図り、食に関する健康づくりの基盤をつくります。 統一のテーマとして、「野菜たっぷり食育宣言」のもと、地場野菜について知り、食べる機会として、野菜を積極的に食生活に取り入れられるよう取り組んでいます。統一のテーマをもちつつも、各課それぞれの取り組み方を考えるなど、日常業務における食育の内容を推進します。		
平成 26 年度 までの目標	事業を継続する。 第二次食育推進基本計画の重点課題にあるように、4課の連携により「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」を引き続き目指す。		
平成 25 年度 までの進捗状況	全体会議：3回/年 代表者会議：3回/年 食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議（多摩小平保健所・5市）で重点目標になっている「野菜の摂取量を増やす」「朝食の欠食を減らす」について、圏域食育推進月間（9月）を設け普及啓発活動を実施。 上記目的及び、地場野菜の普及活用促進のため、束くるめの野菜レシピ Part 7の作成、発行（1回/年）を行った。 印刷数：19,600部/1回 配布先：わかさ学園、保育園、小・中学校、乳幼児健診・乳幼児食教室や、庭先販売農家、地場野菜取扱スーパー、市民まつり等 内容：配布や、給食への取り入れ、試食などを行い、媒体として活用した。また、市民自らが食環境を整え、食に対する意識を高められることを目的として、野菜や、共食などについて、市広報へ掲載を行った。（3回/年）		
所管課	健康課 障害福祉課 学務課 保育課		

事業名	48) はじめての歯磨きレッスン《歯っぴー・ベイビー》	区分	継続
事業の内容	口腔ケアの第一歩として、口の観察や乳児期の歯の手入れ等、早い時期から無理なく親子がケアに慣れていくことで、その後のむし歯予防などの予防行動につながるよう、8か月から10か月児の乳児とその保護者を対象として、少人数でのグルーブレッスンの形で教室を行っています。 対象月齢から離乳食や育児に関する話題も多く、栄養士や保健師の相談を取り入れています。		
平成 26 年度 までの目標	事業を継続する。 多職種と連携を図りながら、情報提供等の内容を検討していく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	開催回数及び参加者数： 乳児（8ヶ月～10ヶ月児） 8回/年 90組 1歳児（1歳～1歳3ヶ月児） 6回/年 61組 平成24年度の参加者アンケートなどを受け開催回数を増加した。1歳児クラスにおいて、歯科医師の講話を3回実施した。		
所管課	健康課		

事業名	49) 親と子の歯っぴーライフ	区分	新規
事業の内容	幼児期（就学前）において、食事や生活リズム等の生活習慣・歯磨き等について、就学前に生活習慣の見直しができるように、体験を通して正しい知識を伝えていきます。		
平成 26 年度 までの目標	事業を継続する。 参加人数の増加を課題として、開催場所および内容を検討する。		
平成 25 年度 までの進捗状況	開催回数：1回/年 参加者数：親子9組26人 内容：第1部「健康劇～くるめちゃんの1日～」 第2部「歯科医師講話、噛み比べ体験、良い食事の姿勢体験」 劇や体験などを通し、普段の生活を振り返るきっかけづくりとして、親子で学習する機会となった。		
所管課	健康課		

事業名	50) スクールカウンセラー等の活用	区分	拡充
事業の内容	児童・生徒の心に寄り添い、気軽に相談できる身近な相談者として、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置しています。 また、教育センターに3名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。東京都の派遣事業とも合わせて、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進めます。		
平成 26 年度までの目標	東京都の派遣事業と合わせて、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置すると同時に広報活動を行い、その活動実績を上げる。		
平成 25 年度までの進捗状況	東京都の派遣事業と合わせて、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置した。本市主催のスクールカウンセラー連絡会を生活指導主任会と共催し、活動実績を上げた。 毎月、各校のスクールカウンセラーの活動状況を把握するため、実績報告を提出させ、データを集約している。		
所管課	指導室		

事業名	51) セーフティ教室の充実	区分	継続
事業の内容	性感染症の予防、喫煙、薬物乱用防止に対して、学校医、保健所、薬剤師等の専門家と連携した指導を図ります。また、警視庁等と連携した「セーフティ教室」の充実を図り、問題行動等を予防する教育を推進していきます。		
平成 26 年度までの目標	全小・中学校において実施する。 また薬物乱用防止教室も全小・中学校で実施する。		
平成 25 年度までの進捗状況	非行防止及び犯罪被害防止を目的とし、薬物乱用防止教室も、全小・中学校で実施した。各校で、田無警察以外にも講師を要請するなど、各校の特色に応じた活動実績を上げることができた。		
所管課	指導室		

事業名	52) 休日診療・休日準夜間診療	区分	継続
事業の内容	日曜日、祝日及び年末年始において救急患者への診療を確保するため、休日診療所をわくわく健康プラザと市内5医療機関の輪番で実施しています。 準夜間の診療については、市内2医療機関の輪番で初期治療を実施しています。 休日歯科診療所については、わくわく健康プラザにて初期治療を実施しています。市民の健康維持管理上、休日における救急患者の初期対応は必要であり、引き続き実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	日曜、祝日及び年末年始において、急病患者への診療を確保するため、東久留米医師会及び東久留米歯科医師会の協力を得て、休日診療所等を開設。		
平成 25 年度までの進捗状況	休日医科診療所はわくわく健康プラザを含む市内7診療所の輪番制、休日準夜間診療所は市内2病院による輪番制、休日歯科診療所は、わくわく健康プラザ内で実施。		
所管課	健康課		

事業名	53) 小児医療体制の確保と充実 (小児初期救急平日準夜間診療事業)	区分	拡充
事業の内容	近隣4市と5市医師会の協定により、平日の通常的な診療時間終了後から準夜間における小児の救急患者に対して、小児救急医療事業を実施しています。 5医師会の協力のもと、1か所の医療機関で週2回から始まった準夜間の初期救急を、2か所の医療機関で、各々5日と3日実施へと拡大してきましたが、小児初期救急の充実を求める声は多くなっており、2か所で週5日への診療日数拡大を検討しています。 小児救急医療への適切な受診に関する啓発などを行います。		
平成26年度までの目標	2ヶ所で週5日の診療日数拡大。		
平成25年度までの進捗状況	2医療機関で19:30~22:30に診療を実施。 多摩北部医療センターでは平成21年9月から週5日(月~金)、佐々総合病院では平成20年10月から週3日(月・水・金)の体制で継続実施している。 乳幼児健診、個別相談等実施時に救急医療受診に関する周知を図っている。		
所管課	健康課		

事業名	54) かかりつけ医等の普及	区分	継続
事業の内容	広報や市ホームページを通じて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・啓発に努めます。		
平成26年度までの目標	事業を継続する。		
平成25年度までの進捗状況	健康課ガイドに医療機関マップとして、東久留米市内医療機関、歯科医療機関、薬局等を掲載し、かかりつけ医等をもつことは、安心して暮らすための基盤であることを明記している。 また、各種事業・電話相談等で随時対応している。受診医療機関の相談については、内容に応じて複数の機関をご案内している。		
所管課	健康課		

基本目標3 子どもの成長を図る教育環境の整備

【主要課題】

- (1) 教育環境の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 児童の健全育成の取り組み
- (4) 次世代の親づくり

事業名	55) 小・中連携教育の推進	区分	拡充
事業の内容	小・中学校9か年を見通した教育を推進するため、各中学校区に小・中連携を図るための連絡会を年2～3回開催し、情報交換にとどまらず、相互の授業参観実施、学習や生活指導のテーマごとの協議などを行っています。 小学校から中学校の子どもの学びの移行を円滑に行うために、小・中連携推進委員会の設置やモデル校による調査研究等により、小・中学校が互いに連携を図った教育を拡充していきます。		
平成26年度までの目標	小・中学校における小・中連携の実践的な取組の実施率を100%とし、東久留米市のスタンダードとして位置付ける。(年2回の「小・中連携の日」において、意図的・系統的に連携を推進するため小・中学校における児童・生徒の直接交流を実施する。)		
平成25年度までの進捗状況	小・中連携教育第2期の中心事業として、2回の児童・生徒の直接交流を行った。1回は、小学校11校で特別活動やクラブ活動での交流を行い、2校においては防災に関する取組を実施した。2回は、中学校説明会や部活動体験を実施し、中1ギャップの未然防止に向けた取組ができた。		
所管課	指導室		

事業名	56) 教育の資質向上	区分	継続
事業の内容	公立学校の教職員の研修体系を整備し、必要な教育課題に関する研修を実施してきました。特に授業改善研究会による教科・領域研究は年々充実してきており、教員の資質や指導力の向上に欠かせない研修の機会となっています。また、教育課題研修会においても、今日的な教育課題を計画的に取り上げ、学校の教育活動がより円滑に進むように図っています。 今後は、より積極的に外部の講師を招いていくとともに、各種研修や研究会の位置づけを明確化するなどに取り組み、さらなる教育の資質向上に努めます。		
平成26年度までの目標	教員の経験や職層に応じた研修を実施し、組織の一員として求められる力を育成するとともに、教科等や教育課題への対応等、教員としての専門性を高める研修研究を充実させる。		
平成25年度までの進捗状況	各校校長より、若手教員の授業改善と指導力向上に適した授業者の人選ができているとの評価を受け、円滑に研究会を運営した。		
所管課	指導室		

事業名	57) 外部人材の活用	区分	継続
事業の内容	児童・生徒の豊かな成長を支援し、確かな学力が身につくよう、生活指導補助員、学習補助員（学生ボランティア）等、積極的に外部人材を活用しています。 地域人材の活用と優れた技術・技能や高い専門性のある人材の活用は、小・中学校全体に展開され定着しつつあるため、今後も継続して活用を進めます。		
平成 26 年度までの目標	継続して外部人材を活用し、特別支援が必要な児童・生徒への対応や健全育成、学力向上、体力向上等を図る。		
平成 25 年度までの進捗状況	東久留米市教育委員会「学校インターンシップ」制度において、全校に学生を配置した。東京都教師養成塾・教職大学院制度等と共に教職を選択肢とするキャリアデザイン教育の一端を担い、各校の学生ボランティア派遣のニーズにも応えることができた。		
所管課	指導室		

事業名	58) 教育相談	区分	拡充
事業の内容	学校不適応や、いじめ・不登校など、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談を実施しています。また、主任会や研修会には相談員が参加しており、学校の窓口になる生活指導主任や特別支援コーディネーターと市教育センターとの連携を図っています。 今後は、学習適応教室や相談室の活動内容を周知するとともに、学校現場と関係諸機関との連携強化、特に保護者への支援のために子ども家庭支援センターとの情報交換の機会を設定し、情報の共有化を進めます。		
平成 26 年度までの目標	中央・滝山教育相談室とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習適応教室を有効活用し、関係諸機関との連携を図りながら不登校ゼロ、いじめゼロを目指す。		
平成 25 年度までの進捗状況	生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等を通し、各相談室相談員やスクールソーシャルワーカー、学校適応教室指導員との情報交換の機会を定期的に設定した。		
所管課	指導室		

事業名	59) 学校給食の食に関する指導の全体計画	区分	新規
事業の内容	心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指し、学力の充実と道徳性の高揚を図り、よりよい生活態度の育成に努めます。 食事の重要性や喜び、楽しさを理解するとともに、心身の成長や健康の保持増進のうえで、望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につけます。正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につけます。食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育み、地域の産物、食文化の歴史等を理解するとともに、尊重する心を養います。食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけます。		
平成 26 年度までの目標	平成 26 年度は東久留米市が東京都小給研の発表のため、研究をすすめ、各学校で実践していく。食育リーダーをはじめ、栄養士、給食主任向けに食育講演会を開催する予定。		
平成 25 年度までの進捗状況	全体計画にのっとり、各校で食育に取り組んでいる。具体的には、季節に合った旬の食材を使用した献立作成行事食の導入、それにともなった食育だよりの発行など。給食を媒体とした授業（家庭科・保健体育）の実施。栄養展を開催し、給食の紹介をし、各校の食育リーダーはもとより、保護者・地域の方々への啓蒙を行った。		
所管課	学務課		

事業名	60) 学校評議員制度の充実	区分	拡充
事業の内容	公立学校に設置されている学校評議員が、より機能し、地域・家庭・学校の連携・協力を図ることにより、なお一層信頼される学校づくりを実施。		
平成 26 年度までの目標	学校関係者評価について要綱及び評価シートを提示する等して、より客観的な評価ができるよう目指す。		
平成 25 年度までの進捗状況	学校関係者評価を行う学校評議員として外部の有識者を採用し、内部評価について、学校関係者評価を実施した。		
所管課	指導室		

事業名	61) 学校施設開放事業	区分	継続
事業の内容	地域活動や自主サークルの社会教育の場として、小・中学校の特別教室を開放。		
平成 26 年度までの目標	各グループサークルの他、放課後に子どもたちが利用できるようなシステムの確立。		
平成 25 年度までの進捗状況	中学校 6 校、小学校 3 校開放。地域の各種グループの活動場所として利用されている。小中学生を対象とした活動は少ない。		
所管課	生涯学習課		

事業名	62) 校庭・体育館の開放事業	区分	継続
事業の内容	スポーツ活動の場として校庭・体育館を開放。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	継続。小中学校 16 校で校庭開放。体育館は小学校全校（13 校）を開放。		
所管課	生涯学習課		

事業名	63) 家庭教育事業	区分	継続
事業の内容	子育てをしていく中で、少しでも不安が解消できるよう、身近なテーマを取り入れた家庭教育全般の講義と実習の講座を開催しています。 子育て中の方が一人でも気軽に参加できるような講座となるよう、受講者の意見把握に努め、子育てに役立つ講座開催に取り組んでいきます。		
平成 26 年度までの目標	幼児期～中高生のお子さんを持つ、子育て中の方にとって役に立つ、気軽に参加できる講座の推進。		
平成 25 年度までの進捗状況	家庭教育講座の実施。 主に子育て中の親を対象とした講座 3 講座（全 10 回）開催。 参加人数延べ 118 人		
所管課	生涯学習課		

事業名	64) ブックスタート	区分	継続
事業の内容	乳幼児とその保護者に対し、1歳6か月児健診時に、絵本を手渡し、あわせて読み聞かせや手遊びを行い、読書を実際に体験してもらう事業です。乳幼児期の読書の啓発や地域の子ども施設への案内、読み聞かせボランティアの参加により世代間の交流を図ることも目的としています。 参加者数も多く、参加者の評価も好評です。目的に照らしたより効果的な実施方法等を検討しつつ継続していきます。		
平成26年度までの目標	東久留米市子ども読書活動推進計画に本事業は位置づけられている。保護者に対する子育て支援や地域への導入の効果もある。一方、行財政改革の必要から、全庁評価会議において、事業手法の見直しの方向が出された。絵本の配布等を見直し、趣旨を生かした実施方法の再検討を行う。		
平成25年度までの進捗状況	事業継続 平成25年度実績：854組に絵本配布 図書館利用の促進よりも、絵本を介した家庭での親子のつながりを重視すべきと考え、図書館の利用登録申請書などの配布を見直した。		
所管課	図書館		

事業名	65) 児童館事業	区分	継続
事業の内容	児童の健全育成の拠点施設として、市内5か所に児童館を設置し、各館でさまざまな事業が展開されています。 平成18年度の指定管理者の導入以来、4年が経過していますが、開館日時、日数、事業対象者について、直営と指定管理者の児童館で差があり、市民サービスに開きが生じています。今後は、より効果的な事業展開が図られるよう児童館の在り方を検討し、児童館事業の積極的な推進を図ります。		
平成26年度までの目標	平成23年度～27年度の5年間、市内5カ所の児童館のうち3カ所において指定管理者が管理運営を行う。開館時間・日数、利用対象者などの面で、直営館ではできない部分のサービスの提供を行うとともに、直営と指定管理者との連携を密に図っていく。直営館の中央児童館の中核的役割が求められる。		
平成25年度までの進捗状況	子どもセンターひばり・けやき・滝山児童館の3館が、指定管理運営業務委託となっている。くぬぎ児童館の老朽化（耐震）に伴い、平成26年2月をもって利用停止とした。		
所管課	子育て支援課		

事業名	66) 学童保育事業	区分	継続
事業の内容	小学校3年生までの児童の放課後の居場所、健全育成事業として、市内15カ所で学童保育事業を行っています。 平成21年度に71人以上の児童が在籍する大規模学童保育所の増改築・分割を行い事業環境を向上させました。またこれにより、学童保育待機児の問題も長期的な解決が見込まれています。 (指標)・待機児学童児童数・児童一人当たりの保育面積		
平成26年度までの目標	平成23年度14小学校21学童、平成24年度は第四小学校が閉校し、上の原学童保育所も閉所となる。 今後、小学校の適正化により学童保育所を取り巻く環境も変化していくと考えられるので、柔軟に対応できるよう、職員の補強をしていく。		
平成25年度までの進捗状況	平成24年度から13学校20カ所の学童保育所で、児童を受け入れている。平成25年度は待機児なし。		
所管課	子育て支援課		

事業名	67) 児童館での居場所づくり	区分	継続
事業の内容	児童館では小学校低学年から中高生等の居場所づくりを推進しています。現状では、中高生を対象とした事業展開ができているのは、指定管理者運営による1館にとどまりますが、運営のメリットを生かし、開館時間・日時と利用対象者の拡充を図ります。		
平成 26 年度までの目標	平成 23 年度から 5 年間、3 児童館で指定管理者による運営となり、さらなる中学・高校生の夜間の利用が増えるよう取り組んでいく。		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 23 年度から指定管理 3 児童館での、中学・高校生の居場所づくりとして、午後 5 時以降の利用ができるようになっている。 平成 25 年度の利用者は、中学生 3,687 人、高校生 2,204 人であった。		
所管課	子育て支援課		

事業名	68) 体験学習事業	区分	継続
事業の内容	市内の子どもたちに自然・伝統文化・芸術などを自分自身で体験し、技術等を修得してもらう体験学習を開催しています。今後も芸術・文化・科学・自然等の本物を体験できる事業への取り組みを進めるとともに、市外に出る形だけでなく、地元で本物体験（農・商）ができる事業展開を検討します。		
平成 26 年度までの目標	地元に残る芸術・文化・自然等を、地域の団体と連携し、市内外を問わず、様々な体験が出来るイベント・教室の開催。		
平成 25 年度までの進捗状況	伝統文化の継承ということで、地域の団体と協力し、華道・舞踊・茶道などの教室開催。また NPO 法人東久留米市文化協会の協力を得て、高崎市榛名地域にて、田植え・稲刈り体験を実施。		
所管課	生涯学習課		

事業名	69) ジュニアクラブ事業	区分	継続
事業の内容	小学校 5 年生から高校 3 年生までを対象として、男女異年齢の集団活動を中心に、各種体験活動を行っています。さまざまな課題に直面しながら、一年間の活動を通じて互いを思いやる心を養い、よき社会人としての基礎作りに貢献していきます。		
平成 26 年度までの目標	将来、地域のリーダーとなる人材の育成を目的とした講座の推進。		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年 4 月 14 日～26 年 3 月 9 日、2 泊 3 日の活動を含め 12 日間実施。 参加者数：延べ 224 人		
所管課	生涯学習課		

事業名	70) 地区青少年健全育成協議会への支援	区分	継続
事業の内容	青少年をめぐる社会環境の浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、7 地区の中学校地区青少年健全育成協議会が各種の事業を実施しています。 地区により、年齢層、各世代の人口等に違いがあり、事業の実施・参加者数には違いがありますが、地域が主体となって青少年を健全育成するという趣旨を尊重し、今後も支援を継続していきます。		
平成 26 年度までの目標	各中学校地区青少年健全育成協議会への支援を継続。		
平成 25 年度までの進捗状況	各中学校地区青少協(7 地区)事業の実施。 地域清掃、夏休み理科教室、音楽会、にこにこフェスタ、もちつき体験、しめなわづくり、安全パトロール等。		
所管課	子育て支援課		

事業名	71) 愛のひと声運動	区分	継続
事業の内容	青少年の健全育成を図る目的で、全市民参加のもとに愛のひと声運動が展開されています。市民のボランティア活動にお願いする部分が大きい事業ではありませんが、市としても継続して支援していきます。		
平成 26 年度までの目標	愛のひと声運動実施委員会への支援を継続。		
平成 25 年度までの進捗状況	愛のひと声運動実施委員会開催。 ・各中学校地区単位実行委員会（7 地区）開催。 ・愛のひと声運動健全育成標語「あいさつと 地域で守る 未来の芽」（平成 25 年度選定）の看板を設置。		
所管課	子育て支援課		

事業名	72) ふれあい交流の促進	区分	継続
事業の内容	児童館において、小学校低学年から中高生年代、高齢者ボランティアとのふれあいや交流を推進します。お話し会・将棋大会・卓球大会・ハイキング等、各児童館での特色ある事業を検討していきます。		
平成 26 年度までの目標	平成 23 年度から指定管理者の運営に変わった 2 館についての動向に注視し、新しい事業など参考に、各児童館が連携しながら特色のある事業を今後も続けていく。		
平成 25 年度までの進捗状況	指定管理児童館を含めた、5 館の児童館において、高齢者ボランティアより将棋教室・伝統遊び等実施。また老人施設訪問等の事業を行った。		
所管課	子育て支援課		

事業名	73) 地域スポーツクラブの支援事業	区分	継続
事業の内容	地域で活動しているスポーツクラブに対し、活動場所として体育施設（スポーツセンター、学校含む）を貸し出しています。また、大会やイベントに対しては施設年間利用計画に基づき提供しています。 施設数に比べ利用希望団体数が多く、特に新規の団体はなかなか利用できていないという課題はありますが、施設に応じた活動場所の提供を継続します。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	継続 NPO 法人アリアンテが活動		
所管課	生涯学習課		

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

【主要課題】

- (1) 安全なまちづくり
(2) 良好な住宅及び居住空間の整備

事業名	74) 安全・安心まちづくりの推進	区分	継続
事業の内容	東久留米市安全・安心まちづくり推進計画に基づき、事業を推進します。 防犯ボランティア同士の意見交換会を市内3地区の各地域センター等で行うことにより、参加者を増やし、より密度の高い交換会としていきます。 (指標) 市内の防犯ボランティア及びわんわんパトロール隊登録団体・登録者数の増加。		
平成 26 年度までの目標	市内防犯ボランティア団体及びわんわんパトロール隊の登録者数の増加。市職員の青色防犯パトロール登録者の増加。		
平成 25 年度までの進捗状況	東久留米市安全・安心まちづくり推進計画に基づき、事業を推進している。 平成 25 年度は東京都治安対策本部から派遣されたプロの劇団員による寸劇を交えた防犯講話を実施した(防犯講演会)。また、昨年度と同様、市職員を対象に、田無警察署員による青色防犯パトロール講習会を実施した。		
所管課	防災防犯課		

事業名	75) 道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進	区分	継続
事業の内容	道路・公園・公共建築物のバリアフリー化については、施設の建設・改修時に順次行っています。 今後は、庁内の一体的な推進体制の構築、バリアを感じる人たちの意見を反映できる仕組みづくり、ユニバーサルデザインへの取り組み等が課題であり、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの取り組みを進めていきます。		
平成 26 年度までの目標	推進		
平成 25 年度までの進捗状況	道路・公共建築物等は、「東京都福祉のまちづくり条例」「東久留米市道路の移動円滑化の基準に関する条例」によりバリアフリー化を推進している。		
所管課	施設建設担当		

事業名	76) 通学路や公園等における防犯灯等の整備	区分	継続
事業の内容	通学路には防犯灯を、公園には公園灯を設置しています。今後、人目につきにくい場所や裏通りなどに防犯灯を増設したり、既存の照度アップを図っていきます。また、公園灯については、平成 16 年度以降に開園した公園には全て設置しています。維持管理費の増加に伴い、今後は適正な配置と、節電効果のある効率性の良い防犯灯への更新等を図っていきます。 (指標) 防犯灯全灯数 公園灯の設置している公園数の増加		
平成 26 年度までの目標	継続的に必要な箇所への防犯灯・公園灯の新設、照度向上を進める。		
平成 25 年度までの進捗状況	職員の目視及び近隣住民等の指摘に基づき、防犯灯の新設、修繕並びに照度向上を行った。 平成 25 年度末 防犯灯数：9,184 灯(施設管理課) 新規開園した公園5箇所に公園灯設置し、照度向上を行った。(環境政策課)		
所管課	施設管理課 環境政策課		

事業名	77) 住宅に関する情報提供の実施	区分	継続
事業の内容	国や東京都で実施している住宅に関する助成制度や相談事業などの案内について、今後も引き続き行っていきます。		
平成 26 年度 までの目標	引き続き情報提供を行っていく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	住宅に関する助成制度や相談事業等について情報提供を行った。		
所管課	都市計画課		

事業名	78) 都営住宅建替えに関する事務	区分	継続
事業の内容	都営住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。		
平成 26 年度 までの目標	具体的な整備について、協議を行っていく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	南町一丁目アパートの建替えに当たり、協定に基づき、各施設の所管部署を中心として協議を行った。		
所管課	都市計画課		

事業名	79) 機構住宅建替えに関する事務	区分	継続
事業の内容	機構住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。		
平成 26 年度 までの目標	引き続き施設整備について、協議を行っていく。		
平成 25 年度 までの進捗状況	主としてひばりが丘団地内の整備敷地における民間事業者による住宅等の建設事業に当たり、協議を行った。		
所管課	都市計画課		

基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

【主要課題】

(1) 仕事と子育ての両立の支援

事業名	80) 男女共同参画情報誌「ときめき」の発行	区分	継続
事業の内容	男女共同参画情報誌「ときめき」の発行や男女平等推進センターでの講座等における啓発活動を行います。		
平成 26 年度までの目標	広報・啓発・情報提供の推進		
平成 25 年度までの進捗状況	男女共同参画情報誌「ときめき」第 51 号・52 号を発行し、幅広く啓発を行った。(各 4,000 部/計 8,000 部発行)		
所管課	生活文化課		

事業名	81) 男性向けの家事・育児等の講座の充実	区分	継続
事業の内容	男性の家事・育児への参加を促進するための啓発講座や、家事・育児を行っていくために必要な知識・技能を取得することを目的とした各種講座を実施します。		
平成 26 年度までの目標	広報・啓発・情報提供の推進		
平成 25 年度までの進捗状況	男女平等推進センターにおいてワークライフバランスについての講座を実施し、意識啓発に努めた。また、メーリングリストを用いて、情報発信や講座への参加を呼び掛けた。		
所管課	生活文化課		

事業名	82) 雇用主・企業への啓発活動	区分	拡充
事業の内容	仕事と子育ての両立支援に関して、男女平等推進センター講座、男女共同参画情報誌「ときめき」等による啓発活動を実施します。 国や東京都等で実施している事業の周知を行い、仕事と子育てが両立できる環境構築を促進していきます。		
平成 26 年度までの目標	連携強化及び広報・啓発・情報提供の充実		
平成 25 年度までの進捗状況	国や東京都、各自治体の取組状況について、情報収集するとともに、男女平等推進プランの重点施策として、市内の雇用主向けの講座実施に向けて、準備している状況である。(実際の講座実施は平成 26 年度以降に予定)		
所管課	生活文化課		

事業名	83) 行政機関内部での支援事業	区分	継続
事業の内容	一事業主として特定事業主行動計画を平成 17 年度に策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備などに取り組んでいます。次期においても、子育てに関する制度の充実を図っていきます。		
平成 26 年度までの目標	・制度の周知徹底 ・妊娠中及び出産後における配慮 ・男性の育児参加の支援 ・育児休業を取得しやすい環境整備 ・子育てしやすい職場環境づくり ・仕事と生活の両立、固定的な性別役割意識の是正 ・子育てバリアフリー ・子どもを交通事故や犯罪から守る運動		
平成 25 年度までの進捗状況	子育て環境の整備等に関し、平成 24 年度より地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく嘱託職員についても旧姓使用を可能にした。 平成 25 年度では、期末手当に係る在職期間の算定について、従来は、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間を算入しなかったが、制度を改正し、1 カ月以下の育児休業の場合は、除算されないこととした。 また、子どもの看護休暇について、対象を小学校就学前の子から、小学校 3 年生までの子に拡充した。 仕事と生活の調和に向け、現在のニーズに対応すべく、結婚休暇について、取得可能期間を結婚後 1 ヶ月以内から 6 ヶ月以内に拡充した。 保健師、臨床心理士による相談業務を拡充するなどの様々な改善を重ね、計画の推進に取り組んでいる。		
所管課	職員課		

事業名	84) 女性の再就職支援事業	区分	継続
事業の内容	出産・育児により就業から離れた女性に対して、男女平等推進センター主催講座などにより、再就職の支援を行います。 また、他の就業支援組織と連携した女性の再就職支援に取り組みます。		
平成 26 年度までの目標	男女平等推進センターを拠点とした情報提供・スキルアップ等女性の再就職支援の推進		
平成 25 年度までの進捗状況	多様な働き方について、男女平等推進センターで連続講座を実施した。また男女共同参画情報誌「ときめき」においても女性の就業についての特集を組み、女性の再就職支援の一助とした。		
所管課	生活文化課		

基本目標6 子どもたちの安全の確保

【主要課題】

- (1) 交通安全の確保
- (2) 犯罪等の被害から守る活動
- (3) 被害に遭った子どもへの支援

事業名	85) 道路維持事業	区分	継続
事業の内容	市内には狭く、歩きづらい市道もありますが、段差の少ない歩道形態への改良、交通安全対策として道路標示の新設等、今後も安心して通行できる市道として維持管理に努めていきます。		
平成 26 年度までの目標	道路舗装補修工事 5 ヶ年計画を基本に劣化した舗装補修を行っていく。交通安全施設については、小学校の通学路点検等を基に交通安全施設の設置、修繕を行っていく。		
平成 25 年度までの進捗状況	市道利用者の安全確保のため、道路の維持補修、並びに交通安全施設（路面標示・標識等）を行った。 1) 道路舗装補修工事等（56 件） 2) 交通安全施設新設・修繕（区画線、通学路表示等実施）		
所管課	施設管理課		

事業名	86) 交通安全教室の開催（交通安全教育の推進）	区分	継続
事業の内容	子ども及び子育て中の保護者等を対象に、参加・体験型の交通安全教育を年 8 回開催しています。学校・自治会の協力による取り組みのため、PR や会場の確保等を引き続き支援していきます。		
平成 26 年度までの目標	開催回数：9 回/年		
平成 25 年度までの進捗状況	開催回数：9 回/年		
所管課	都市計画課		

事業名	87) かけこみハウス事業の推進	区分	継続
事業の内容	児童及び生徒が不審者等から避難する必要があるときに、その一時的な避難場所として協力していただける世帯の拡充を図る。		
平成 26 年度までの目標	かけこみハウス協力家庭等の増加。		
平成 25 年度までの進捗状況	かけこみハウス協力家庭等：2,065 世帯。 かけこみハウス啓発と犯罪抑止効果のため「かけこみハウス」立て看板を各地域に設置。		
所管課	子育て支援課		

基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

【主要課題】

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援
- (3) 障害児施策の充実

事業名	88) 児童虐待防止対策の充実	区分	拡充
事業の内容	平成 19 年度に従来の「児童虐待防止ネットワーク」から「要保護児童対策地域協議会」へと移行し、関係機関が連携を図り、児童虐待や支援を要するすべての子どもを視野に入れた対応を行っています。 子ども家庭支援センターが虐待の早期発見・見守り機能をあわせもった先駆型へ移行するにあたり、虐待対応ワーカーを配置することで、関係機関や地区担当との連携をさらに強化し、見守りを含めた対応の充実を図ります。 関係機関向け子ども虐待防止マニュアルを作成し、早期発見、早期対応の重要性の周知をしていますが、まだまだ不十分な面もあり、今後も十分な周知と内容の充実に努めます。		
平成 26 年度までの目標	要保護児童対策地域協議会の会議だけではなく、日常的に関係機関の連携がとれるよう、各機関との連絡会を充実する。 また、関係機関対象の研修等の実施で地域での児童虐待防止への理解、対応力の向上を目指す。		
平成 25 年度までの進捗状況	子ども家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会の会議だけではなく日常的に関係機関の連携がとれるよう、各機関との連絡会を健康課と 11 回、教育相談室 1 回、民生・児童委員 2 回等施行し連携している。 関係機関対象の講演会を年 2 回実施し、地域での児童虐待防止への理解、対応力の向上を目指している。 既存の下里しおん保育園内、はこぶね館でも日常的な事業を実施。 事業回数：114 回 参加人数：4,310 人		
所管課	子育て支援課（子ども家庭支援センター）		

事業名	89) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	区分	継続
事業の内容	ひとり親家庭に対して一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています（義務教育低学年までの児童のいるひとり親家庭を対象に実施）。 利用世帯数は毎年度増減はあるものの、制度としては十分に確立しているため、現状を維持して実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	利用限度 12 回以内/月 8 時間以内/日 平成 25 年度：利用世帯 22 世帯		
所管課	子育て支援課		

事業名	90) 母子及び寡婦自立促進	区分	継続
事業の内容	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を模索していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度：相談件数 19 件 平成 25 年度：就業実績 9 人		
所管課	子育て支援課		

事業名	91) 児童扶養手当支給事業	区分	継続
事業の内容	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18 歳未満（障害児は 20 歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	支給額 ・平成 25 年 4 月～ 全部支給：41,430 円/月 一部支給：41,420～9,780 円/月 ・平成 25 年 10 月～ 全部支給：41,140 円/月 一部支給：41,130～9,710 円/月 第 2 子：5,000 円/月 第 3 子：3,000 円/月 受給者数 916 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	92) 児童育成手当支給事業	区分	継続
事業の内容	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18 歳未満（障害児は 20 歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等（父子家庭も対象）に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	育成手当 13,500 円/月・人 障害手当 15,500 円/月・人 受給者数 1,209 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	93) ひとり親家庭医療費助成事業	区分	継続
事業の内容	ひとり親家庭の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	市内に居住する 18 歳未満（障害児は 20 歳）の児童を養育していて、一定の基準以下の父と子（母と子）に対し、保険診療にかかる自己負担分の全部ないし 2 割を助成する。対象 1,731 名		
所管課	子育て支援課		

事業名	94) ひとり親家庭住宅手当助成事業	区分	継続
事業の内容	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。市単独事業として実施しており、他市にはない事業ということで喜ばれている事業であり、今後も実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	20 歳未満の子どもを持つひとり親で民間のアパートに居住している世帯を対象に家賃助成として 3,500 円/月の手当を支給。（児童育成手当の所得制限額）対象：266 世帯		
所管課	子育て支援課		

事業名	95) 母子家庭自立支援給付金事業	区分	継続
事業の内容	母子家庭の母を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行います。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度 教育訓練給付金 1 件 高等技能訓練促進費 8 件 平成 25 年度より父子家庭の父も対象となった。		
所管課	子育て支援課		

事業名	96) 母子保護の実施事業	区分	継続
事業の内容	市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度末：4 世帯入所中		
所管課	子育て支援課		

事業名	97) ひとり親家庭に対する相談体制の強化	区分	継続
事業の内容	母子の相談は、母子自立支援員 2 人を配置して実施しています。教育訓練給付金、高等技能訓練促進事業、東京都母子（女性）福祉資金の貸付などの制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市ホームページ等を活用した幅広い情報提供に努めます。		
平成 26 年度までの目標	継続		
平成 25 年度までの進捗状況	平成 25 年度：相談件数 869 件 相談回数 1,942 回		
所管課	子育て支援課		

事業名	98) 早期発見の取り組みの充実	区分	継続
事業の内容	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達の経過観察を行っています。また、児童精神科的領域及び運動・精神発達の遅れ等が疑われる乳幼児に対しては、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期療育を図っています。 乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、必要に応じて、心理相談（個別、集団）を実施しています（個別相談：年 24 回、集団グループ相談：年 21 回）。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。		
平成 26 年度までの目標	事業を継続する。		
平成 25 年度までの進捗状況	経過観察健診：48 回/年 受診者数 354 人、受診率 88.5% 発達健診：12 回/年 受診者数 90 人、受診率 93.0% 必要に応じて療育機関や専門医療機関を紹介し、適宜関係機関と連携しながら調整している。		
所管課	健康課		

事業名	99) 障害児保育の充実	区分	拡充
事業の内容	保育園での障害児保育を充実するために、わかくさ学園など専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図る。		
平成 26 年度までの目標	実施園を拡大するとともに東京学芸大学特別支援学校等とも継続して連携し巡回相談を充実させる。		
平成 25 年度までの進捗状況	認可保育所（認定子ども園含む）17 園中、入所申請時で障害児保育に対応する園は 12 園あるが、他園でも入所後に配慮が必要な場合には対応している。 また、公立・公設民営園は東久留米市障害児保育審査会にて、審議し保育園と連携を図っている。		
所管課	保育課		

事業名	100) 障害児療育の充実	区分	継続
事業の内容	障害乳幼児の療育・指導を行い、同時に保護者にも指導・援助を行う。相談事業によって、発達上心配な点のある乳幼児及び家族を支援し、関係機関との連携を図る。		
平成 26 年度までの目標	保育園、幼稚園への巡回相談・指導の体制作り及び学齢障害児への支援体制の確立を図るとともに、児童発達支援センターへの移行についても検討する。また、市民の障害への理解を広め、子育てしやすい環境作りを進める。		
平成 25 年度までの進捗状況	わかくさ学園通園部門では 35 名の療育を継続。 発達相談室は学齢期の相談及び保育園等への訪問相談も積極的に進め、平成 25 年度の利用者は 271 名で、うち 51 名が学齢児、1 名が成人であった。 平成 25 年 2 月から相談支援事業所の指定を取得しているので、育児困難家庭についても、医療機関や学校、児童相談所、子ども家庭支援センター等の関係機関とも連絡会議等を継続し、必要に応じて迅速な対応を講じている。		
所管課	障害福祉課 わかくさ学園		

事業名	101) 学童クラブへの障害児の受け入れ	区分	継続
事業の内容	放課後健全育成事業における障害児の受け入れを推進します。		
平成 26 年度までの目標	障害児に対しての研修の充実、職員の増員などの検討を行う。		
平成 25 年度までの進捗状況	受け入れ児童は健常児と同じ小学校 1 年生～3 年生。障害児保育に対しての研修を実施。子ども・子育て会議の中でも障害児の受け入れ拡大について議論がされている。		
所管課	子育て支援課		

事業名	102) 特別支援教育の実施	区分	拡充
事業の内容	特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携などに取り組み、児童、生徒一人一人に応じた指導及び支援の充実を目指しています。 また、小学校3校、中学校2校に教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級（知的障害）を設置しています。更に、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする通級指導学級（情緒障害）を小学校1校、中学校1校に設置し、指導・支援を行っています。		
平成26年度までの目標	1 小学校特別支援学級の設置（平成25年度） 2 中学校特別支援学級の設置（平成26年度）		
平成25年度までの進捗状況	1 平成25年4月、市立南町小学校及び第六小学校に特別支援学級を開設した。このことにより、固定学級（知的障害）は小学校3校から4校となり、固定学級（自閉症・情緒障害）は小学校1校に新設となった。更に、通級指導学級（情緒障害）においても、小学校1校から2校となり、難聴学級・言語障害学級が小学校1校に新設され、指導・支援が行われている。 2 中学校特別支援学級開設準備委員会及び作業部会を設置し、平成26年度の開設準備を進める。		
所管課	学務課		

3

計画策定までの経過

□東久留米市子ども・子育て会議における審議等

【平成 25 年度】

開催回	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 25 年 8 月 28 日（水） 午後 7 時～9 時	○委員委嘱 ○市町村子ども・子育て支援事業計画（諮問） ○次世代育成支援行動計画の進捗状況について ○子ども・子育て支援新制度について ○ニーズ調査について
第 2 回	9 月 24 日（火） 午後 7 時～9 時	○ニーズ調査票について ○東久留米市次世代育成支援行動計画について
第 3 回	12 月 11 日（水） 午後 7 時～9 時	○ニーズ調査の進捗状況について ○平成 26 年度のスケジュールについて
第 4 回	平成 26 年 2 月 18 日（火） 午後 7 時～9 時	○ニーズ調査結果について ○教育・保育提供区域について
第 5 回	3 月 14 日（金） 午後 7 時～9 時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の検討及び決定について ○子ども・子育て支援事業における教育・保育の提供 区域について

【平成 26 年度】

開催回	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 26 年 4 月 24 日（木） 午後 7 時～9 時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の検討及び決定について ○今後のスケジュールについて ○その他
第 2 回	5 月 23 日（金） 午後 7 時～9 時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の検討及び決定について ○運営基準等の内容説明について ○今後のスケジュールについて ○その他
第 3 回	6 月 30 日（月） 午後 7 時～9 時	○運営基準等の内容説明について ○確保方策（案）について ○その他

第4回	7月30日(水) 午後7時～9時	○運営基準等について ○確保方策(案)について ○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について ○その他
第5回	8月20日(水) 午後7時～9時	○運営基準等について ○その他
第6回	9月29日(月) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について ○確保方策(案)について ○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について ○今後のスケジュール(案)について ○その他
第7回	10月28日(火) 午後7時～9時	○確保方策(案)について ○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ○その他
第8回	11月17日(月) 午後7時～9時	○確保方策(案)について ○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(取りまとめ) ○保育料について ○その他
第9回	12月16日(火) 午後7時～9時	○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ○保育料について ○その他
第10回	平成27年 1月19日(月) 午後7時～9時	○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(答申案)について ○保育料(答申案)について ○その他
平成27年1月27日(火)		答申書送付 (東久留米市子ども・子育て支援事業計画について)

□東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査実施

調査対象	調査期間
≪就学前児童調査≫ 市内に居住する0歳～就学前の 子どもを持つ保護者 2,000人（抽出）	平成25年10月18日から11月5日まで
≪就学児童（小学校2年生）調査≫ 市立小学校2年生の子どもを持つ 保護者 848人（悉皆）	平成25年10月18日から10月29日まで

□計画（素案）へのパブリックコメント実施

件名	実施期間
子ども・子育て支援新制度実施へ 向けて、市が策定する 「東久留米市子ども・子育て支援事 業計画」（素案）について	平成26年12月1日から12月22日まで

4

東久留米市子ども・子育て会議条例

東久留米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年東久留米市条例第 24 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 会議は、東久留米市長（以下「市長」という。）の諮問に應じて、東久留米市（以下「市」という。）における次に掲げる事項について処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する法第 31 条第 2 項の規定に基づく事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する法第 43 条第 3 項の規定に基づく事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する法第 61 条第 7 項の規定に基づく事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (5) 保育料その他の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項並びにこれに関連する給付及び事業の扱いに関する事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者 3 人以内
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者 3 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員 2 人以内
- (5) 公募による市民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、これに委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

5

東久留米市子ども・子育て会議委員名簿

【任期】 平成 25 年 8 月 28 日～平成 27 年 8 月 27 日

(敬称略)

	区分	氏名	現役職等
1	子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者	たけだ かずや 武田 和也	保育所 児童保護者
2		たちかわ みやこ 立川 都	学童保育所 児童保護者
3		みずぬま えりこ 水沼 絵里子	幼稚園 児童保護者
4	子ども・子育て支援に関する事業を実施する者	にいくら みなみ 新倉 南	神山幼稚園 園長
5		はせがわ さなえ 長谷川 早苗	ひばり保育園 園長
6		はまな つぐよ 浜名 紹代 (副会長)	家庭福祉員
7	学識経験者	しらishi きょうこ 白石 京子	臨床発達心理士 児童学修士 文教大学人間科学部非常勤講師
8		すがわら りょうじ 菅原 良次 (会長)	元子ども・子育て新システム 幼保一体化ワーキング・チーム 委員 元全国私立保育園連盟 常務理事
9	子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員	おおくほ じゅんこ 大久保 順子	東久留米市教育委員会 指導主事 (任期：平成 25 年 8 月 28 日～平成 26 年 4 月 23 日)
		いじり いくお 井尻 郁夫	東久留米市教育委員会 統括指導主事 (任期：平成 26 年 4 月 24 日～)
10		やつ ようこ 谷津 洋子	小平児童相談所 所長
11	公募による市民	さいとう としゆき 斎藤 利之	一般公募
12		つげ ひろみ 柘植 宏実	一般公募

東久留米市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 東久留米市

編 集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課

〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1

電 話：042-470-7735（直）

FAX：042-470-7807

メール：kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp

